

BTMU

中国月報

第73号 (2012年2月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 2011年の中国税収概括と2012年の税務政策の行方

■ 経済

- ◆ 投資の加速段階に入った中国の西部地域

■ 産業

- ◆ 中国百貨店業界の動向と日系各社に求められる取組み（後編）

■ 人民元レポート

- ◆ 中国債券市場の最近の動向

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～上海における間接税改革パイロットプログラムに関する最新規定である財税「2011」131号通達の要点について
- ◆ 法 務：中国における外資系企業の統括会社の設立について
—法務の実務観点からみた比較検討と最新動向—

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行

目 次

■ 特 集

- ◆ 2011年の中国税収概括と2012年の税務政策の行方
上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング1

■ 経 済

- ◆ 投資の加速段階に入った中国の西部地域
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在6

■ 産 業

- ◆ 中国百貨店業界の動向と日系各社に求められる取組み（後編）
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在17

■ 人民元レポート

- ◆ 中国債券市場の最近の動向
三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部24

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～上海における間接税改革パイロットプログラムに関する最新規定
である財税「2011」131号通達の要点について
プライスウォーターハウスクーパース中国30
- ◆ 法 務：中国における外資系企業の統括会社の設立について
—法務実務観点からみた比較検討と最新動向—
北京市金杜法律事務所33

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク

特集「2011年の中国税収概括と2012年の税務政策の行方」は、昨年の中国税収を振り返った上で、今後の税務の動向と留意点について纏めています。2012年度は第一四半期から税収の伸びが昨年を下回ることが予想されるため、これまでより税務調査が早く始まることを想定して税務対策をとることが望ましいとしています。その上で、本年度の税務政策の行方について、当局が税収増加を目指す企業所得税と個人所得税の直接二税に関する政策として①企業所得税と移転価格税制、②外国人の社会保険強制加入に伴う個人所得税問題、その他の税務調査関連では③PE 課税、組織再編に伴う持分譲渡における譲渡益に対する課税等の非居住者課税、新たな税務政策として④営業税を増値税へ一本化する間接税改革、⑤導入が注目されている「環境税」を取り上げて解説しています。

経 済「投資の加速段階に入った中国の西部地域」は、2000年からスタートした西部大開発政策の経緯と成果、西部への投資の現状、労働市場の状況と今後の課題について考察しています。西部大開発計画は、東部沿海部との格差是正を目的に、国家レベルの開発政策として2000年からスタートした総年数50年の政策で、「基礎作りの段階」の当初10年間はインフラ建設の加速と産業育成政策の進展によってほぼ目標が達成され、2011年からは「発展の加速段階」に入りました。近年、西部地域への投資は加速傾向にあり、交通、物流ネットワークの整備が進み、豊富な資源、競争力のある労働力、優遇された税制等の強みも有し、消費市場の拡大も見込まれる中、今後、労働集約型企業が内陸部へ移転し、中国経済成長のエンジンが東部沿海地域から西部地域へと重心を移していくことが予想されると見えています。なお、今後の西部地域にとって、西部がいかに豊富な資源を合理的に開発利用し、環境保護と持続可能な発展へ注力するかが重要な課題となると指摘しています。

産 業「中国百貨店業界の動向と日系各社に求められる取組み（後編）」は、日系百貨店の中国進出動向や今後求められる取組みについて纏めています。日本では今後の市場拡大に多くを望めない一方、中国の百貨店市場は急拡大していることから、足元、日系百貨店の中国での事業拡大意欲は高まっています。こうしたなか、百貨店各社にとっては、「地域一番店」の地位を確保できる立地の選定や、店舗作り、固定顧客の維持・拡大、商品管理体制の構築を進めることが重要としています。とりわけ、日系百貨店では、①高所得層～富裕層向け高級ブランドから日本ブランドまでの幅広い品揃えと、②海外の流行に敏感な層が多い北京市や上海市等の大都市で、欧米・日本のアパレルブランドを中心とする品揃えの店舗作りが目指すべき事業展開の方向性と指摘しています。更に、ハードへの依存度が高い中国の百貨店やショッピングセンターと日系百貨店が差異化を図るためには、商品管理などソフト面の強化によって競合店との違いを打ち出す「中間型」の事業展開が収益性向上に資することになるとしています。

人民元レポート「中国債券市場の最近の動向」は、中国債券市場の概要と今後の課題について考察しています。中国債券市場の規模は、経済成長とともに国債発行額が増大し、その他の債券についても順調に拡大してきている一方、金融商品やインフラ整備が追いつかず、流動性の厚みが乏しいと指摘しています。中国の国債発行は、中長期的に見ても高齢化に伴う社会保障費増加等からさらに増加すると考えられる中、今後流動性の高い国債市場を実現する為には、①国債関連デリバティブ取引の充実、②債券空売りとレポ市場の整備が必須であると見ており、また、昨年末の日中首脳会談における、日本が中国の国債を購入し国債を持ち合う枠組みについての両国合意に見られるように、今後中国国債市場の対外開放が進展していくことが、中国債券市場のインフラ整備を促すことにも繋がるものと見えています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、上海で実施される間接税改革パイロットプログラムに関する最新規定で、国際運輸サービス及びサービスの輸出に対する増値税優遇措置に関する『0%課税若しくは免税に応じる増値税課税サービス』公表に関する通知（[2011]131号通達）の要点について解説しています。

法務「中国における外資系企業の統括会社の設立について―法実務視点からみた比較検討と最新動向―」は、近年関心が高まっている中国における統括機能の設置について、統括会社に関する中国の法制度を整理した上で、統括機能を有する各種会社タイプの長短、注意点等を比較しながら、統括会社設立のポイントについて検討しています。外資系企業は、既存の製造会社、販売会社、コンサルティング会社を通じて、中国における販売、人事、総務、法務、知的財産権、広報などの各分野で事業統括の機能を実現することが出来ますが、より広範囲に亘る全面的な統括機能を求める場合は、「外商投資性公司」「管理性公司」「地域本部（国家レベル/地方レベル）」の設立を検討する必要があるとし、これらの会社タイプの特徴と実務上の注意点を指摘した上で、統括会社設置にあたっては、どのような統括会社の類型が最適であるかについて、必要とする統括機能、グループ内の実際の状況を踏まえ、総合的に検討することが肝要であり、また、統括機能を十分に発揮させるには、関連規制の動向を常に把握することも不可欠であるとしています。



2011年の中国税収概括と2012年の税務政策の行方

上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング

執行董事 鈴木 康伸

2011年中国税収総括

中国財政部より昨年度の公共財政収支状況が公表された¹。このうち、2011年度の中国税収の主要税目別金額は下記のとおりである。

中国の項目別税収

(単位：億元)

項 目	2010 年	2011 年	増加率
税収総額	73,202	89,720	+23%
国内増値税	21,092	24,267	+15%
国内消費税	6,072	6,936	+14%
輸入貨物増値税、消費税	10,487	13,560	+29%
輸出貨物増値税、消費税	-7,327	-9,205	+26%
営業税	11,158	13,679	+23%
企業所得税	12,843	16,760	+31%
個人所得税	4,837	6,054	+25%

注) 主要税目以外にも車両取得税、都市維持建設税、土地増値税、不動産税、耕地使用税、契約税、証券取引印紙税などがあるため、税収総額と主要税目合計は一致しない。

税収総額は約9兆元となり、前年と同じく伸び率では23%を維持した。

この他、税収以外の歳入が1兆4020億元あり、財政収入総額では、10兆3740億元（約126兆日本円²）に達する。

間接税税収の伸びは、工業生産高（前年比14%増）、固定資産投資（同24%増）、小売消費高（同17%）、輸出入総額（同23%増）の増加傾向から裏付けられる。

消費者物価（前年比5.4%上昇）、工業生産出荷価格（同6%上昇）、工業生産仕入価格（同9%上昇）などのインフレ要因を考慮すれば、税収の実質的な増加率は17%程度といえようが、それでも驚異的な伸びを維持している。

四半期毎にみると、第一四半期から第四四半期にかけて税収増加率が鈍化（33%→30%→26%→10%）している。第一四半期は一般に、前年の在庫調整要因が影響して税収が増加することが多く、今年も同じ傾向を示すであろう。予算を達成したために納税を翌期に繰り越す協力要請を受

¹ 中国語原文は中国財政部 HP <http://www.mof.gov.cn/>を参照のこと

² 1元＝12.13円で換算

けた企業も少なくないのではないかと思う。第四四半期は、個人所得税の基礎控除額の増額もあるがインパクトは小さく、やはり世界経済の影響を受けての税収減と見られる。

一方の財政支出であるが、2011年度においては前年比 21%増の 10.9 兆元に達しており、農業政策、教育、医療、雇用、住宅供給、文化事業、環境対策を中心に、本年度も財政支出は増加傾向を示すであろう。

2012年度の税務政策の行方

本年度は、第一四半期の税収が昨年を下回る伸びを示すことが十分に予想されるため、これまでであれば年後半から動き出す税務調査が国慶節明けから本格化することを想定し、税務対策には早めに動いた方がよさそうである。ここでは特に、企業所得税と個人所得税の直接二税の税収増加を目指す当局対応が重要である。

1. 企業所得税及び移転価格税制

移転価格関連では、昨年度の調査案件が数としてはそれほど多くなかったのは、各市税務局の若手国際税務担当者に実務経験を積ませることを重点に置いていたことを考えれば至極当然であろう。全国で数十人いるベテランの移転価格担当官同士は横のつながりが強く、勉強会、報告会を定期的に行っており、他地区での課税案件は時を置かずして全国の担当官に共有されると認識すべきである。

従来と同じく、赤字企業に対する移転価格調査は今年も継続される。移転価格調査を受けるにあたっては、中国子会社・関連会社のグループ内での位置付けがブレていないこと（位置付けが変わることは容認されるが、その後の継続性は必要）が重要である。多くの企業で来年度の予算計画を立てる時期にあると思うが、単純な加工製造に特化しているのであれば中国子会社の事業計画策定においては最低限の黒字は確保することで税務調査を受ける可能性をできるだけ回避したい。多少の経営環境の悪化を吸収できる利益水準での計画策定が望まれるとともに、実績が計画未達であった場合に十分な時間をもって調整が可能であるようなアラーム機能が自社グループの移転価格対策体制に組み込まれているかを確認されたい。事業部門と管理部門の定期的な報告と意見交換、財務結果だけでなく翌四半期の生産・販売予測も含めた経営現地法人と本社関連各部門との情報共有をこれまで以上に充実させる必要がある。

子会社損益計画の達成のために関連取引価格を適宜調整するにおいては、税関対応にも怠りなく目を配る。海外から中国への輸入取引においては、上下いずれにも 10%を超える価格変動が生じると税関のシステム上でチェック機能が働くため、一時での大幅な調整は避けたい。年度末での価格調整金による調整は、契約期間開始前に基本契約において契約当事者双方が合意していることが条件であるので、4 月から始まる新年度から契約条項を付記するにあたっては、今から契約条項の見直しに着手する必要がある。尚、価格調整金条項の実際の行使においては事前に銀行及び外貨管理局と相談し、当該外貨（入金）の入金処理項目（外貨入金の合理性）を確認するとともに使途（輸入部材の対外債務支払など）を予め決めておいた方がよい。

グループ調査を司る国家税務総局「大企業管理司」の来年度人事に伴い、グループ税務調査に対する新たな動きも見られそうである。中国に 10 社以上子会社・関連会社を配するグループ企業と

しては、グループ内の類似企業における移転価格対策の統一化と情報共有にも務められたい。

2. 個人所得税及び社会保険

次なる重点課題は、個人に対する税・保険の改革であろう。個人所得税の政策については大きな動きはないものと思われるが、社会保険の外国人への適用強制実施については、外国籍人員の派遣コストの大幅な増額を招くことになるが「経営の現地化」に対しては追い風となるだけに、当局推進の方向性に疑いはなく、問題は実施の時期であろう。これは、徴収システムの整備に大きく関係するものであるため、各地での実施状況は異なる様相を見せている。北京では昨年 10 月 15 日に遡り徴収（但し現時点では未払処理としている会社も多い）するなど北方地域で対応が先行しているが、上海など華東地域での対応は鈍い。

社会保険費用抑制のため、出向者の減員を計画したり、駐在員事務所の閉鎖を計画したりする企業もあるかと思う。このため、個人所得税の減収をきらう当局による個人所得税調査の増加が予測される。減員対象人員の過年度における納税計算が正しいものであったかの再確認を図られたい。駐在員事務所閉鎖に際して受ける、過年度における未納税金の有無の確認においても、重点はやはり駐在員の個人所得税である。退職金、ストックオプションなどの一次支払項目に特に注意されたい。

経営の現地化を象徴する人事である「中国人総経理」の任用は、欧米系企業で先行しているが日系企業でも徐々に進行しているように見受けられる。中国の国内マーケット、代理店販売網に依存する企業はもとより、他省から働きに来る従業員を多く抱える地域、例えば広東省などの製造業においても、労務問題の根本的解決を図るためにも検討に値する経営課題と考える。

3. 非居住者課税

PE 課税は継続してくすぶり続けるものの、外国企業が中国で行う短期プロジェクトの登録システムが未だ整備されていない状況が続く限り、一罰百戒的な調査、更正はあるものの全てのプロジェクトに対して税務登記をさせる体制が整うのはまだ先の話であろう。

上記の社会保険強制加入に関連して、外国籍派遣人員を出向から出張に切り換える対応では PE 課税のリスクを高めるだけであることから、単なる経費削減の対策として採用すべき選択肢ではない。ここでは、中国籍社員の育成による管理人員の現地化を加速し本腰を入れた対応を図るか、管理コストの増加を容認して、日本からの出向派遣を続けるかの二者択一となろう。

一方、組織再編に伴う中国法人持分の譲渡時における譲渡益に対する課税は、税務登記上の投資者変更手続において捕捉することが可能であり、年々強化されている。ほぼ全てのケースにおいて第三者機関の企業価値評価が求められており、その中でも DCF 法による評価を要請されることが多くなっている。グループ内の持分移転であっても、企業価値評価を行うべきであろう。第三者割当増資や合弁当事者の一方のみが増資するなど、持分割合に変更を生ぜしめる資本取引についても、評価結果に基づき価値の増額部分を資本準備金に計上することが求められる。中国の有限会社においては、株の概念がなく、持分金額イコール法人への配当請求権、法人に対する議決権となっているためである。

4. 間接税改革

税務調査から離れると、中国税務政策の重点課題としてまず挙げられるのは「間接税改革」であろう。上海市において実施される一部業種及び取引項目に対して試行実施される営業税の増値税への一本化に注目が集まる。本来、地域限定的に行うには適さない間接税一本化の試験的实施が、適用業種・取引において発行される仕入増値税が全国の増値税一般納税人企業で仕入税額控除できること、上海市企業が外国企業から輸入する技術・商標等の所有権・使用権の譲渡対価に対して増値税が適用されること(当該増値税も上海市企業において仕入税額控除が可能である)から、地域間、企業間格差を生むことの矛盾は早急に解消されなければならない。北京、深圳及び江蘇省地区では早くも間接税改革試行地域の認可申請が出されており、本年後半にも試行実施される可能性も出てきている。但し、上海地区と同様の規定内容となるかは不確定であり各地の実情に合わせた微調整が施される可能性もある。

現在、上海市各地での増値税実務取扱いは試行錯誤の状況が続いている。

これまでの営業税納税対象企業では増値税専用伝票(一般伝票)発行システムへの切替えが進められているが、システムの未稼働による伝票発行の遅れがあり、あと1、2ヶ月は混乱が続くであろう。

一方、製造業など既に一般納税人資格を有する企業では、既に増値税発行システムを自社に有しているので、旧営業税対象サービスの提供があった場合においても、税率の変更(17%でなく6%)のみで伝票を発行することができている。

外国企業からの輸入技術等(技術ロイヤリティの支払)について、営業税免税措置対象外の会社においては、税務局で営業税納税証を受領していたことに替わり、増値税控除伝票の発行を税務局に依頼することとなるが、当該手続を行って技術の対価を送金した会社は実際にはまだそれほど多くない。税務当局の対応遅れも想定されるので、日本の観点からはロイヤリティの受領を適時に行えない可能性も考えられる。3月末までの着金を予定している会社においては、早めの対応をされた方がよいであろう。

一方、中国企業から日本等国外企業への技術の譲渡、技術コンサルティング、設計、サービスの提供(輸出)に対しては増値税が免税とされる一方、当該役務に対応する仕入増値税は相殺控除できず、コスト算入される。仕入増値税を相殺控除可能なものと不可能なものに仕訳する基準及び手順が不確定であるため、今後の混乱は避けられないであろう。

5. 新税導入の可能性

最後に新たな税目として導入が注目されるのは、「環境税」である。環境税のなかでも導入されれば企業経営に大きな影響を与えるのが「炭素税」である。喧伝されるところでは、2013年から一部企業或いは地域で試行されるとも言われる。炭素税は、企業(或いは産業セクター)ごとに二酸化炭素排出基準量が定められ、基準を超える排出に対し課税するものである。中期的に排出削減義務を負わないながら、2020年前後といわれる枠組条約締約国入りをちらつかせて、気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)での議論に積極的に参加した経緯からすれば、今後の議論を有利に進めるためにも自国での削減努力をアピールできる制度設計を進めるであろう。余談ながら、欧州連合が来年1月から進める国際航空業(中国国際航空、東方航空、南方航空などを含む)に対する炭素排出費の徴収には、中国航空業界は提訴も辞さないスタンスである。導入された場合には、中国-欧州便のチケットが一枚200元程度コストアップするということである。炭素税ではこのように排出を「輸出」する(中国からみると「輸入」という見方をとれば、中国で炭

素税が導入された場合、中国に立地しない外国企業にも税が科されることもある。航空業界のみならず、廃棄処分に炭素排出が見込まれる機械等製品を輸入する場合に輸入炭素税を科すことも充分考えられることであろう

中国の変化の早い経営環境に合わせ、中国の税制もこれまで以上に変革のスピードが増している。企業においては本年も様々な税務上の課題に直面することであろうが、事前の対策、事後の対応怠りなく解決、克服されることを願う。

(執筆者連絡先)

上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング

上海衆逸企業管理諮詢有限公司

中国上海市南京西路 1486 号 SOHO 東海広場 57 階 〒200040

執行董事 日本国公認会計士・税理士 鈴木 康伸

E-mail : suzuki@u-achievement.com

TEL : +86-21 6171 7377



投資の加速段階に入った中国の西部地域

三菱東京UFJ銀行
経済調査室 香港駐在
シニアエコノミスト 范小晨

過去の持続的な経済の高成長によって、中国東部の労働コストと土地コストが急上昇してきた一方で、国家財政投入によって西部のインフラ整備状況が大幅に改善されてきた。2008年の世界金融危機発生後、西部の投資コスト面の優位性と経済発展のポテンシャルは内外から重視されつつあり、投資が加速する段階に入った。

西部大開発は2000年に採択された50年間に及ぶ中国の国家レベル発展政策である。本レポートでは、西部大開発政策の経緯と成果、西部への投資の現状、労働市場の状況、及び今後の課題などについて考察してみた。

1. 西部大開発の対象地域と政策の展開

現在、西部大開発の対象となる西部地域は、内モンゴル自治区、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、チベット自治区、広西チワン族自治区、雲南省、貴州省、青海省、四川省、重慶市、甘肅省、陝西省の計12の1級行政省区市から構成される（次ページ、図1）。西部地域は全国面積の71%、全国人口の27%（3.6億人）を占め、人口密度は東部の約1/6、中部の約1/3程度となっている。また、この地域は民族構成が多彩であり、全国55の少数民族のうち51の民族が定住している。また、西部は天然資源が豊富であり、全国のレアアース鉱石と天然ガスの8割強、石炭の4割が埋蔵されている。一方、山地、高原、砂漠が多く、雪害、旱魃、砂嵐、土石流、地震などの自然災害が頻発する地域でもある。

中国の東部沿海地域は改革開放政策の恩恵に浴し、目覚ましい経済発展を遂げてきたが、内陸に位置する西部地域の発展が遅れ、東部との所得格差が拡大してきた。このため、2000年から国務院に西部開発指導小組を新設し、西部大開発計画をスタートさせ、西部大開発は2000年3月の全国人民代表大会での正式決定を経て国家レベルの開発政策となった。

2000年12月、国務院、財政部などが「西部大開発の実施に関する若干の政策措置についての通知」を公布した。西部大開発の重点任務として、①インフラ建設の加速、②生態環境保護の強化、③農業基盤の強化、④工業構造の調整、⑤特色ある観光業の発展、⑥科学技術、教育、文化、衛生事業の発展の6点が挙げられた。

2002 年 7 月に「第 10 次五ヵ年計画（2001-05 年）西部開発総合プラン」を公表、①「西気東輸」（西部の天然ガスを東部へ輸送）、②「西電東送」（西部の電力を東部へ輸送）、③「南水北調」（南部の水を北部へ輸送）、④「青蔵鉄道」（青海-チベット間の鉄道建設）という 4 大プロジェクト、及び環境保護に着眼した「退耕還林」（耕地を林に戻す）、「退牧還草」（牧場を草原に戻す）を西部大開発の重点プロジェクトとして決めた。

さらに 2001 年 1 月に財政部などが「西部大開発税収優遇政策問題に関する通知」を公表、① 2001 年から 2010 年までの間、西部地域の国家奨励類産業に指定された国内企業、および外商投資企業に対し、企業所得税を 25% から 15% に軽減、② 奨励類産業、優位産業等のプロジェクトで投資総額内の自家用設備輸入に対して政策規定が定めている範囲内での輸入関税及び輸入増値税を免除、などの投資優遇策を発表した。

図 1 中国全域と西部地域



2. 西部4大プロジェクトの進展と六大産業の発展状況

4大プロジェクトに関して、「西電東送」、「南水北調」が順調に進んでおり、「西気東輸」の天然ガスパイプラインが2004年に完成した。「青藏鉄道」は海拔4,000メートル地帯に鉄道を建設する工事は困難を極めたが、2006年に全線が開通した。

2006年に中国政府は「西部地域の優位性のある産業の発展を促進する意見について」を発表し、①エネルギーおよび化学工業、②重要な鉱産物の開発および加工業、③特色のある農牧業および加工業、④重大な設備製造業、⑤ハイテク産業、⑥観光産業などの六大産業を西部地域の優位性のある産業として確定し、西部大開発の「第11次五ヵ年計画」にこの内容を盛り込んだ(表1)。これによって、競争優位性のある産業の発展に対する政府の支援はより積極的なものになった。

目下、エネルギー産業について、雲南、貴州、四川をはじめ、西部地域の水力発電産業の開発はすでに一定の規模を備えている。寧夏、甘肅の風力発電プロジェクトは飛躍的に発展しつつあり、新疆では複数の石油天然ガス生産基地が完工した。鉱業では、西部地域に埋蔵されている豊富な鉱産資源を開拓し、同地域の工業に供給する産業チェーンが形成されている。

特色のある産業について、青海では緑色食品^(注1)加工業が発展しており、雲南では煙草、コーヒー、食用菌、茶葉、花など、新疆では製糖用作物、トマト製品、紅花など、内モンゴルでは乳業などの特産品加工生産の競争力が強まっている。

設備製造業について、四川省の発電用、冶金用プラントなどの大型設備製造業は既に上海、ハルビンと同レベルの実力を持つ産業に成長しており、国内のみならず世界市場で比較的強い競争優位性を持っている。ハイテク産業について、近年来、西部地域の電子情報産業は成都、重慶、西安を中心に飛躍的な発展を遂げている。観光産業について、過去の単一型の観光から文化、レジャーなどへ多角化しつつある。

(注1) 緑色食品：中国政府の健康安全食品基準に準拠し、国家専門機関の認定を得た汚染されていない安全、優良な品質、健康的な食品。ほかの国では有機食品、生態食品、自然食品とも呼ばれる。

表1 「西部大開発」に関する主な政策(1999～2006 年)

年/月	主な政策等
1999/06	■江沢民前総書記が西安で西部大開発の実施を提起
1999/09	■第15回四中全会の決議文書に西部大開発戦略の実施を明記
2000/03	■全国人民代表大会で政府として正式に西部大開発の実施を決定
2000/05	■西部地域の十大プロジェクトを発表 1) 西安(陝西省)—合肥(安徽省)の新鉄道、 2) 重慶—懷化(湖南省西北部)鉄道建設、 3) 西部自動車道路、 4) 西部地区空港建設、 5) 重慶高架鉄道交通、 6) 柴達木盆地(青海省西部)—西寧—蘭州を結ぶ天然ガスパイプライン、 7) 四川紫坪鋪および寧夏黄河沙坡頭水利ターミナル、 8) 造林プロジェクト、 9) 青海カリ肥料プロジェクト、 10) 高等教育機関インフラ建設
2000/12	■国務院など『西部大開発実施に関する若干の政策措置についての通知』を発表 「西部大開発」の重点任務 ①インフラ建設の加速、 ②生態環境保護の強化、 ③農業基盤の強化、 ④工業構造の調整、 ⑤特色ある観光業の発展、 ⑥科学技術・教育・文化・衛生事業の発展
2001/01	■財政部など『西部大開発税収優遇政策問題に関する通知』を発表 1) 2001年から2010年までの間、西部地域の国家奨励類産業に指定された国内企業、および外商投資企業に対し、企業所得税を15%に軽減 2) 奨励類産業、優位産業等のプロジェクトで投資総額内の自家用設備輸入に対して政策規定が定めている範囲内での輸入関税及び輸入環節増値税を免除、など
2001/03	■第十次五ヵ年計画で4大プロジェクトを承認 1) 「南水北調」(南部の水を北部に輸送)、 2) 「青蔵鉄道」(青海—チベット間鉄道) 3) 「西気東輸」(西部の天然ガスを東部に輸送)、 4) 「西電東送」(西部の電気を東部に輸送) ■西部地区を以下12の省・直轄地に定義 陝西/甘肅/寧夏/青海/新疆/四川/重慶市/雲南/貴州/西蔵/広西/内蒙古
2004/08	■「西気東輸」の全パイプライン(約4,200キロメートル)完成
2006/05	■財務部など『西部地域の優位性のある産業の発展を促進する意見について』を発表 エネルギーおよび化学工業など六大産業を西部地域の優位性のある産業として確定
2006/07	■「青蔵鉄道」(全長1,118キロメートル)開通
2006/12	■「西部大開発」戦略を「第11次五ヵ年計画」に盛り込む

(出所) 政府発表および各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

3. 西部での投資及び労働市場の状況

(1) 計画期間 50 年、全 3 段階で構想される西部大開発計画

政府発表によると、西部大開発計画は総年数 50 年に亘り、全 3 段階を経た発展計画が構想されている。

①基礎作りの段階 (2001 年-2010 年) : インフラ整備、経済構造調整及び環境保護の基礎を作り、投資環境の改善に注力し、GDP 成長率を全国平均水準に引き上げることを目標とする。

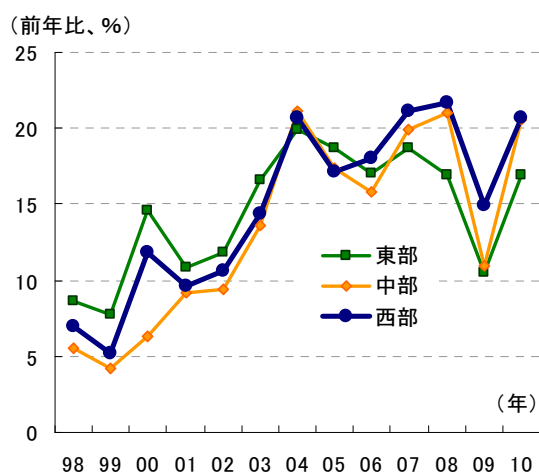
②発展の加速段階 (2010 年-2030 年) : インフラ整備の改善と経済構造の戦略的な調整の実施、経

済の産業化と市場化レベルの引き上げと経済成長の躍進を目標とする。

③現代化に向けた全面的推進段階（2031年-2050年）：西部の先進地域が実力を増強しながらリードし、国内外の近代的経済モデルを導入する。遠隔地の山地や牧場の開発を加速させ、西部住民の生産と生活水準を全面的に引き上げ、地域内の経済格差を縮小させることを目標とする。

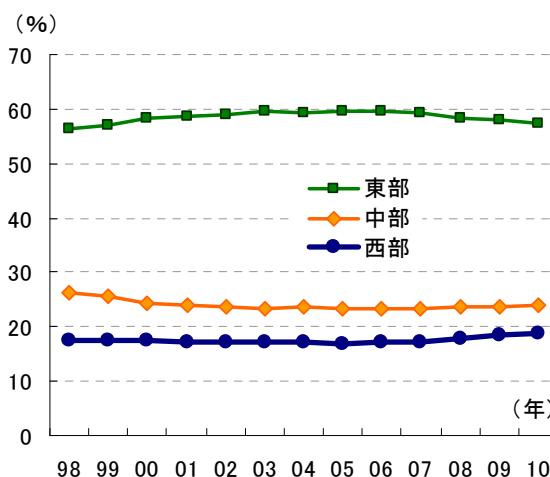
西部大開発計画始動後の地域別 GDP 成長率をみると、インフラ建設の加速と産業育成政策の進展によって、西部の GDP 成長率が 2006 年頃から東部や中部を超える水準で推移し（図 2）、全国 GDP 総額に占める西部の比率も 2000 年の 17.4%から 2010 年の 18.7%に上昇した（図 3）。西部経済の基礎作り段階での成長目標は、優に達成されたといえる。

図 2 各地域の GDP 成長率



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図 3 GDP 総額に占める各地域の比率



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

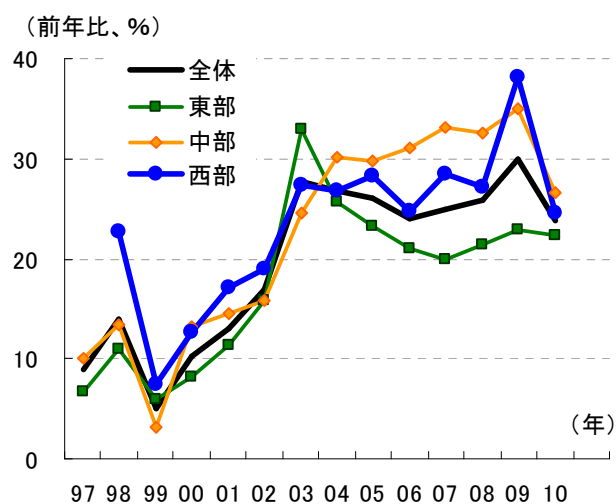
(2) 加速傾向にある西部への投資

西部への投資伸び率をみると、西部大開発政策の実施によって全国を上回るペースで伸びており（図 4）、全国の投資総額に占める西部の比率も徐々に上昇し、2008 年以降は全国の 2 割を占めるようになった（図 5）。2011 年は、西部大開発が発展の加速段階（2010 年-2030 年）に入った初年度であり、かつ第 12 次五ヵ年計画スタートの年でもあり、西部への投資がより加速する可能性が高い。

また、外国からの対中直接投資統計をみると、2005 年から西部に対する外国直接投資が東部を遥かに越える伸び率で増加してきた。2008 年の東部への対中直接投資額伸び率が 13.6%であったのに対して、西部が 59.4%の高い伸び率に達した。対中直接投資総額に占める比率も 2003 年の 2.9%から 2008 年の 8.4%に上昇した（図 6、図 7）。

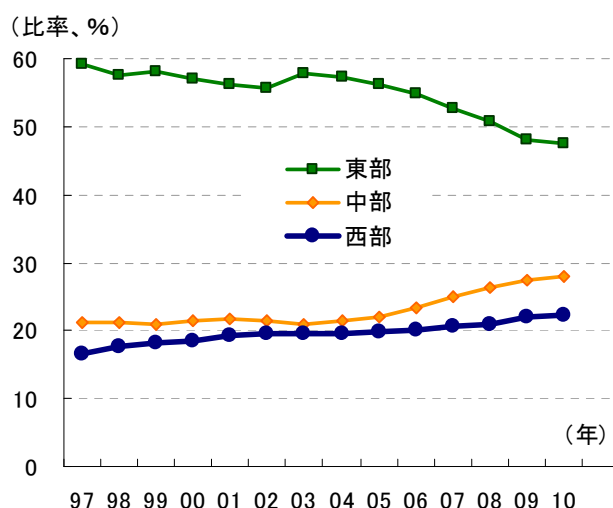
2009年から中国の東南沿海部で発生した労働力不足の問題、及び賃上げをめぐる労使紛争の多発などからみると、東部が20年を超える経済高成長によって各種の投資コストが急上昇し、コスト上昇の収益への圧迫が顕在化してきた。今後多くの企業が西部を始めとする内陸部へ移転する傾向が顕著になると考えられる。

図4 各地域の投資伸び率



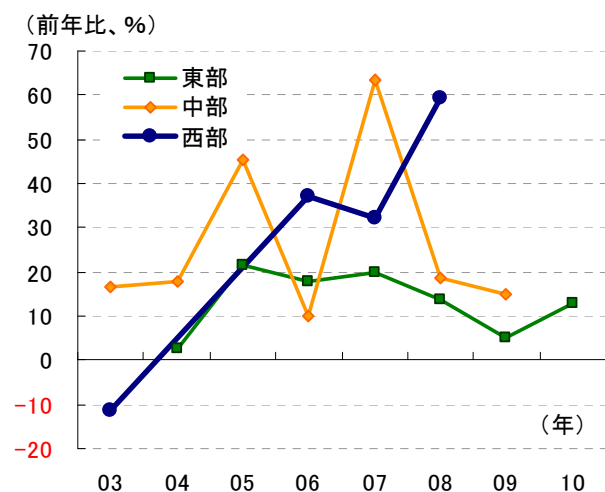
(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図5 各地域の投資総額に占める比率



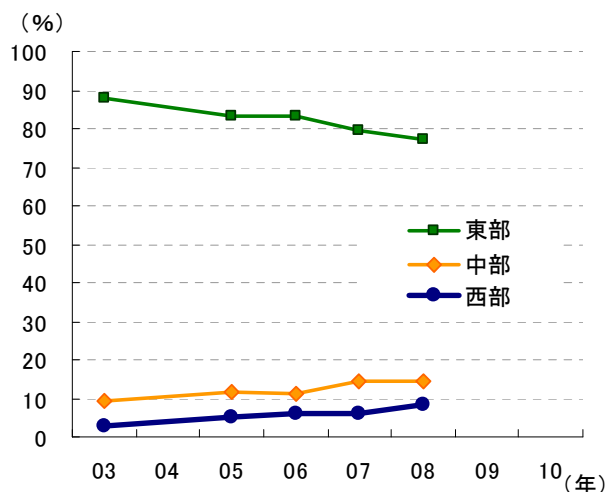
(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図6 対中直接投資の地域別伸び率推移



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図7 対中直接投資の地域別構成状況

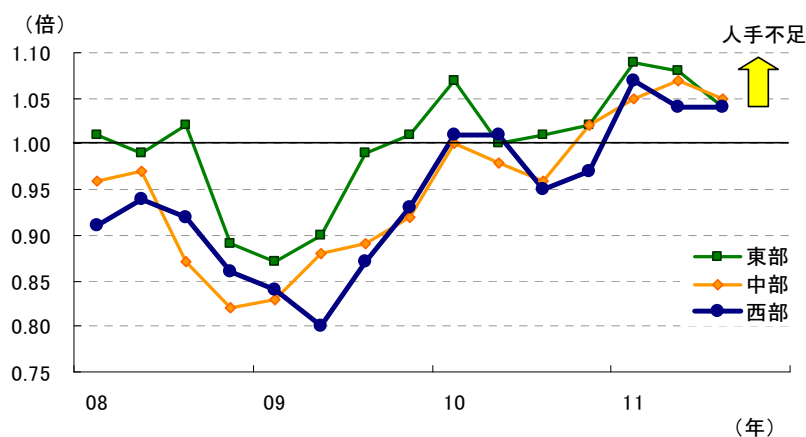


(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(3) 需給バランスが良くかつ低賃金の西部労働市場

労働市場に関して、一人当たり何件の求人があるかを示す求人倍率の統計をみると、西部地域における労働市場の変化を窺うことができる。2009 年以降、西部への投資増加に伴う労働力需要の増加を背景に、2010 年後半より西部の労働市場は、従来の全国で最も人手が余る地域から人手不足地域に変わりつつある。実際、西部では、労働者が以前のように東部へ職探しに出かけなくても地元で就業することができるようになってきている。現在の西部求人倍率は、需給の均衡点である 1.0 に最も近い数値となっており、労働市場の需給バランスがよく取れていることがわかる（図 8）。

図 8 地域別の求人倍率



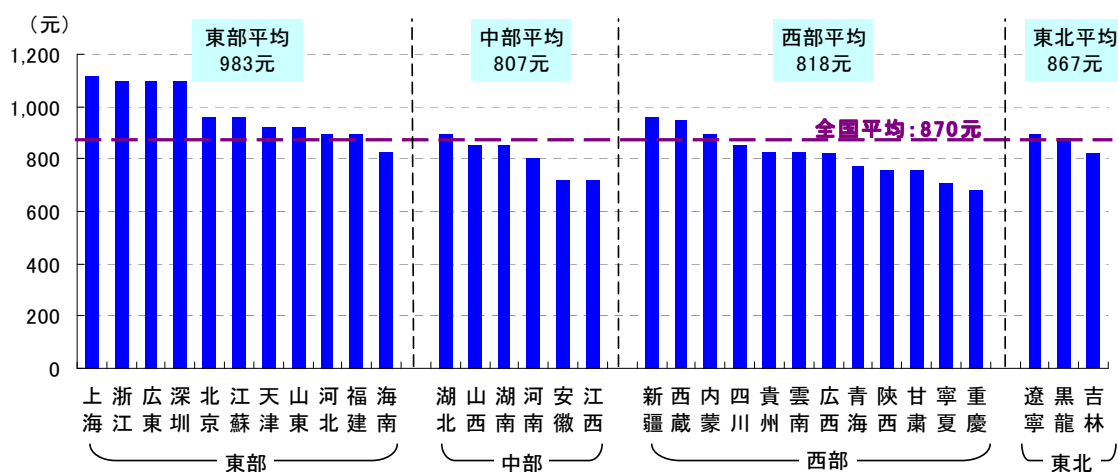
(注) 求人倍率=求人数/求職者数

(出所) 国家統計局より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

最近の財政部発表によると、農民工を含む全国就業人口の 72%の月給がまだ 2,000 元以下であることが明らかになった。この金額は農民工が最低賃金以外に、残業代や各種手当で込みでもらえる賃金水準とほぼ一致している。従って、労働者の賃金水準については、最低賃金基準を使って全国の比較をしてみたい。

全国の 32 省市区の全データが揃っている 2010 年末時の統計をみると、最低賃金基準は全国平均が 870 元であったのに対して、西部は 818 元であった。これは東部の 983 元に比べて 2 割ほど安く、西部地域の労働コスト面でのメリットが相当大きいことを示している。西部の中で、新疆、チベット、内モンゴルは少数民族が集中する地域であり、従来から国家財政の手厚い補助を受けてきた関係で賃金水準が若干高いが、重慶、寧夏、甘肅などの地域の最低賃金は 2010 年末の時点でまだ 700 元前後の低い水準にとどまっていた（図 9）。

図9 2010年の地域別最低賃金



(出所) CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

2011 年年初からの最低賃金基準引き上げについて、2011 年 10 月時点で既に主要 25 都市の基準値が確定している。引き上げ幅では西部都市の中で重慶市が最も大きい 24.9%増 (870 元) であり、金額ベースでは東部の広東省深圳市が 1,320 元と、全国トップになった。全体でみると、上記 20 都市の平均引き上げ幅は約 20%と、前年並みの高い賃上げ率になった。また、この 25 都市の中で、西部の一番低い都市であった重慶市 (860 元) の最低賃金が東部の一番高い都市であった広東省深圳市 (1,320 元) より 34%の大幅な割安となっている。上記からも、西部地域の労働コスト面での競争力は当面変わらないと見られている。

4. 西部投資に対する新しい政策動向

2008 年の世界金融危機発生後、西部の投資コスト面の優位性と経済発展ポテンシャルは国内外から重視されつつあり、外国直接投資及び東部からの投資が加速してきた。2009 年 5 月に国務院が西部の北に位置する西安を中心とする「関中－天水経済区」発展計画を第 11 次五ヵ年計画における西部大開発三大重点経済区の一つとして位置づけ、西部の経済発展を政策面から支援している。

また、2010 年 5 月に国務院が西南部の重慶市で内陸部唯一の国家級新区 (国家級の新しい開発区) として両江新区の設立を承認し、全国では上海浦東新区 (1990 年設立)、天津滨海新区 (2006 年設立) に続く「第三の国家級新区」になった (表 2)。重慶両江新区内の工業用水道、電気、ガス、人件費等はいずれも東部より 3 割ほど低い水準にあり、近年、政府の物流と交通などに対するインフラ整備によって投資環境が改善されつつある。

最近の重慶市対外経済貿易委員会の発表によると、2011 年上半期、新区の実行ベースの外国直接投資額は 13.6 億ドルと、前年比 236%増加した。また、2011 年 9 月末の時点で世界の主要企業

500社のうち既に200社が重慶に投資することが決定しており、外国企業による西部への直接投資の加速が鮮明に顕れている。

表2 国家級新区の設立状況

		設立	総面積	常住人口 (2010年)	位置付け
1	上海浦東新区	1990年	1,210km ²	504万人	国際的な金融・貿易・経済センター 長江沿海都市の経済発展の牽引
2	天津濱海新区	2006年	2,270km ²	248万人	中国北部における対外開放の重点窓口
3	重慶両江新区	2010年5月	1,200km ²	160万人	内陸地区における対外開放の重点窓口 西部地域および長江上流地域の経済センター
4	舟山群島新区	2011年7月 国务院承認	陸地面積: 1,440km ² 水域面積: 20,800km ²	100万人	浙江省寧波市沖の約1,390個の島から成る舟 山群島280kmの海岸線など港湾資源を生かし た物流拠点及び中国の海洋権益保護

(出所)各新区公式サイトより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

政策の面では、2011年8月に財政省、税関総署、国家税務総局は「西部大開発戦略の税政策に関する通達」を公表した。通達によると、2011年1月1日から2020年12月31日まで西部の新設および既存の奨励類産業企業について、①企業所得税を25%から15%に減税、②一部産業において自家用設備輸入にかかる関税を免除、③交通、電力、水利などの公益産業における企業所得税を2年間免除と3年間半減することになった。この政策によって、2010年末に終了した前回の西部投資優遇策を奨励類産業向けに10年延長させることになり、外国及び国内の東部からの投資への優遇策の西部投資に対する刺激効果が期待される(表3)。

表3 「西部大開発」に関する主な政策(2009年～)

年/月	主な政策等
2009/06	■ 国务院、『関中－天水経済区発展計画』を承認 西安を中心とする関中－天水経済区の発展を第11次五ヵ年計画における西部大開発三大重点経済区の一つとして位置づけ
2010/05	■ 国务院、重慶市の両江新区設立を承認 内陸部初、全国では上海浦東新区、天津濱海新区に次ぐ中国第三の国家級新区
2011/08	■ 財政部、税関総署、国家税務総局は、『西部開発関連の税收政策を深めて実施に関する通知』を発表 1) 西部地区の国内および外資系の奨励類産業、優位産業のプロジェクトを対象に投資総額内の自家用設備輸入に対し、政策規定が定めている範囲内で関税を免除 2) 2020年12月31日まで、西部地域で設立された奨励類産業の企業所得税を15%に軽減 3) 2010年12月31日までに、西部地区に新設された交通、電力、水利、郵便、放送テレビ関連企業の企業所得税の2免3減優遇策を2020年12月31日まで延長、など

(出所)政府発表および各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

5. 今後の展望と課題

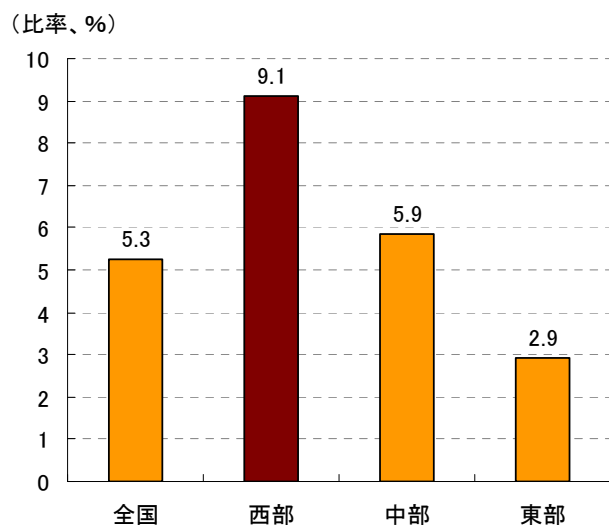
これまでの西部大開発は、主に中央政府の財政移転とインフラ整備に頼ってきた。2009年の固定資産投資に占める国家財政予算資金の比率でみると、全国が5.3%、東部が2.9%、中部が5.9%であったのに対して、西部が9.1%と高い数値となっており、西部への投資が国家財政からの強い支援を受けていることがわかる（図10）。

また、国家发展改革委員会が発表している西部大開発の重点プロジェクト新規着工状況をみると、2008年から新規投資額が急増するようになった。2010年に計23件の重点プロジェクトが着工し、投資額は6,822億元と、過去最高水準を記録した（図11）。世界金融危機発生後の国家財政による西部への投資が加速していることは明らかである。

2011年から西部大開発が基礎作りの段階から発展の加速段階、つまりインフラ整備の改善と経済構造の戦略的な調整を実施し、経済の産業化と市場化レベルの引き上げを図る段階に移行したこともあり、今後も西部に対する強い財政支援が当面欠かせない。コスト面で西部への投資の魅力は既に存在するが、政府主導で交通、物流などのインフラ整備がさらに改善されれば、西部への内外からの投資がより増加する可能性が高い。

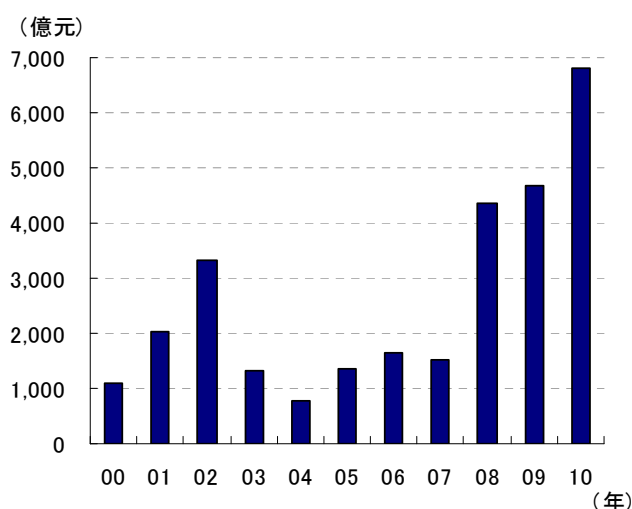
国内では、東部からの西部に対する発展支援策として、東部の経済発展が進んでいる省市と西部の省市区がペアを組み、技術、資金、物資の提供、及び人材育成などの面から一対一の支援をする「ペアリング支援」政策が各地方政府主導で盛んに行われている。加えて、2011年以降、東部からの投資に対する外資同様の優遇政策が実施されることもあり、東部からの投資増加と産業移転が増加する見通しである。

図10 投資に占める財政予算資金の比率
(2009年)



(出所) CEICなどより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図11 「西部大開発」関連の国家重点プロジェクト新規投資額



(出所) 国家发展改革委員会より
三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

総じて、2010年の全国GDP総額に占める比率が既に18.7%となった西部地域には、①豊富な資源と労働力供給、②安い工業用水道、電気、ガス、水道、土地価格と労働者賃金、③優遇された税制、などの強みがあるのに加えて、交通、物流ネットワークの整備が進むにつれ、国内での輸送時間も短縮されている。また、西部には拡大が見込まれる巨大な消費市場がある。今後、コスト上昇や収益低下により多くの労働集約型企業が中国の内陸部へ移転し、中国経済成長のエンジンが東部沿海地域から西部地域へとその重心を移していくであろう。これは東部の産業を高付加価値のハイテク産業へレベルアップさせる上でも有利である。今後は、東部や外国から労働集約型企業の投資が増える中で、西部がいかに豊富な資源を合理的に開発利用し、環境保護と持続可能な発展へ注力するかが重要な課題となる。

(以上)

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 経済調査室香港駐在 范小晨

Email : xiao_chen_fan@hk.mufg.jp

住所 : 6/F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。



中国百貨店業界の動向と日系各社に求められる取組み(後編)

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
アナリスト 松浦 知子

前号より、「中国百貨店業界の動向と日系各社に求められる取組み」というテーマにて中国百貨店業界の動向をみてきたが、後半では日系企業の進出動向や今後の百貨店に求められる取り組みなどについてみていくことにする。

1. 日系企業の進出動向と百貨店各社に求められる取組み

(1) 進出状況

日系百貨店の中国進出状況を振り返ると、1992年に中国初の外資小売企業となったヤオハン（上海第一百八伴百貨、開業は95年）を皮切りに、上海市の伊勢丹、深圳市の西武など日系百貨店4社が参入したが、現在では、伊勢丹のみが複数都市に出店している（図表1）。

日本では今後の市場拡大に多くを望めないことや、近年、中国の百貨店市場が急拡大していることから、足元、日系百貨店における中国での事業拡大意欲が再び高まっている。実際、三越伊勢丹は天津市の滨海新区で伊勢丹2号店の出店を計画しているほか、高島屋も上海市古北新区に営業面積約4万㎡の店舗を2012年に開業する予定（図表2）。

日系百貨店が単独で事業展開する場合、華人特有の人間関係や商慣習などが事業を進めていくうえでの阻害要因となるリスクを想定しておく必要がある。更に事業面では、次頁以降に掲げるポイントに十分配慮して、中国事業の拡大を進めていくことが肝要。

《 図表1：日系百貨店の中国・香港・台湾への進出・撤退状況 》

		三越伊勢丹		Jフロント		高島屋	ミレニアム		エイチツーオー		東急
		伊勢丹	三越	大丸	松坂屋		西武	そごう	阪急	阪神	
中国	進出年	1993	1990	—	—	—	1993	1998	—	—	—
	店舗数	4店	1店	—	—	—	撤退	撤退	—	—	—
香港	進出年	1973	1981	1960	1975	—	1989	1985	—	—	1982
	店舗数	撤退	撤退	撤退	撤退	—	撤退	撤退	—	—	撤退
台湾	進出年	1992	1991	—	—	1994	—	1986	2007	1984	—
	店舗数	撤退	13店	—	—	1店	—	撤退	1店	1店	—

(注) 台湾、香港のそごうは親会社の破綻時に経営権を地場企業に譲渡。地場資本のもと現在も営業を継続。

(資料) 各種報道、有価証券報告書をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

《 図表2：日系・その他外資百貨店の出店計画（2011年以降の出店分）》

分類	事業会社名		店舗	営業面積 (千㎡)	投資額 (億元)	営業時期 (年)	商圈
日系	三越伊勢丹 HD	伊勢丹	天津2号店	17	N.A.	2012	天津濱海新区(津濱輕軌/泰達駅付近)
		新光三越	成都	220	22	2014	温江区
			蘇州	150	18	2014	蘇州工業園区
	高島屋		上海	40	3	2012	古北新区(地下鉄10号線/伊犁路駅付近)

(注) 新光三越は三越伊勢丹ホールディングスが43.5%出資する関連会社であるため本表では日系に含めているが、実際は台湾の新光グループによって運営されている。

(資料) 各社公表資料、各種報道をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(2) 百貨店各社に求められる取組み

中国の百貨店業界では、①立地の選定、②店舗作り、③固定顧客の維持・拡大、④商品管理体制の構築、などが成功の鍵となろう。

①立地の選定

一般的に、百貨店業界では主要商業エリアにある地域一番店クラスの旗艦店が収益の柱となることが多い。地域一番店の地位を確保するためには、独自の商品政策や知名度も然ることながら、立地や売場面積などハード面の優位性が重要。

とりわけ、中国の場合、SC との品揃えの違いを十分にアピールし難い状況にあるため、ハード面への依存度は日本と比べて高いとみられる。

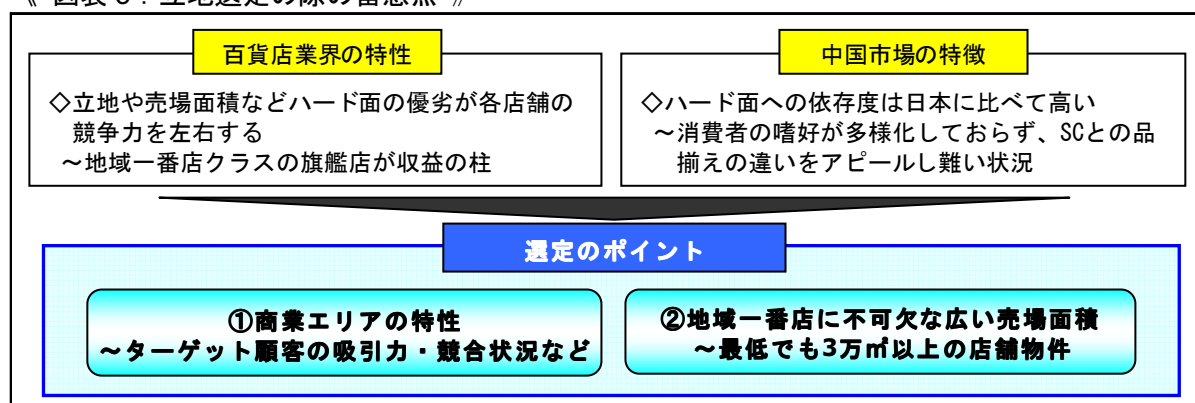
従って、百貨店各社が中国で事業を拡大していくうえでは、地域一番店の地位を確保できる立地を選定していくことが肝要となる。

立地選定の際のポイントを整理すると以下の通り（図表 3）。

- ✓ 中国では、都市毎に商業施設の配置や今後の計画などを規定した「都市商業発展計画」が存在するため、進出を検討する対象都市や商業エリアにおける当該計画内容にも留意しながら、対象となる立地の商業エリアとしての特性（自社ターゲット顧客の吸引力、競合店の状況、交通インフラの開発見通しなど）について、綿密な調査が必要。
- ✓ 店舗は、地域一番店に不可欠とみられる“広い売場面積”を確保できる物件（最低 3 万㎡）を選定することが極めて重要。

なお、中国では消費水準が依然として高くないうえ、各都市の交通インフラ（地下鉄など）も整備途上。また、自家用車の保有率も低いことから、北京市や上海市など消費水準が相当高い大都市でない限り、郊外型店舗の成功は容易でないと考えられる。

《 図表 3：立地選定の際の留意点 》



(資料) 各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

また、出店に際しての都市の選定方法は以下の通り。

- ✓ 業態・店舗間の競合が既に激しく、商業エリアが多数存在する大都市圏（上海・北京）に出店を検討する場合、商圈人口や進出対象地区の特性、今後の周辺開発の見通しを見極めることが求められる（図表 4）。もっとも、こうした大都市圏では、各商業エリアでの新規物件が限定されつつある様子。従って、新規物件や他社の退店情報をいち早く仕入れることも重要。
- ✓ 消費水準が高い沿海部の大都市や内陸部の省都のうち、地域一番店となる可能性があり、かつ、店舗作りなどで地場百貨店との差異化を図ることが可能な都市であれば、進出を検討することは十分可能（図表 5）。
- ✓ 知名度を高める観点から、華東・華南地域といった同一経済圏内に進出していくドミナント展開も有効。

《 図表 4：中国の商業施設における単一店舗での販売額（2010 年・判明分）》

		所在地		売上高 (百万元)	売場面積 (千㎡)	売場効率 (千元/㎡)
		都市名	商業エリア			
1	杭州大厦	浙江省杭州市	武林広場	5,300	178	30
2	新光天地	北京市	大望路	4,829	120	40
3	第一八佰伴	上海市	浦東新区	3,921	108	36
4	金鷹商貿 南京菜口店	江蘇省南京市	新街口	3,251	45	72
5	成都王府井百貨	四川省成都市	春熙路	3,000	36	83
6	長春卓展百貨	吉林省長春市	重慶路	3,000	72	42
7	新世界城	上海市	南京東路	2,972	75	40
8	銀泰百貨 武林店	浙江省杭州市	武林広場	2,626	35	75
9	上海久光百貨	上海市	南京西路	2,150	55	39
10	山東銀座商城 銀座商店店	山東省済南市	濰源大街	2,000	120	17

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

《 図表 5：主要都市別の消費支出とその内訳 》

(単位：元)

	一人当たり消費支出		うち、衣料品			うち、娯楽・教育		うち、食品	
		消費額		消費額	比率		消費額		消費額
1	広州市(広東省)	22,821	青島市(山東省)	2,063	13%	広州市(広東省)	4,137	広州市(広東省)	7,571
2	深圳市(広東省)	21,526	北京市	1,911	10%	上海市	3,139	深圳市(広東省)	7,535
3	上海市	20,992	寧波市(浙江省)	1,839	10%	北京市	2,955	上海市	7,345
4	北京市	19,076	哈爾濱市(黒龍江省)	1,835	15%	寧波市(浙江省)	2,747	杭州市(江蘇省)	6,973
5	杭州市(江蘇省)	18,595	杭州市(江蘇省)	1,818	10%	深圳市(広東省)	2,662	厦門市(福建省)	6,879
6	寧波市(浙江省)	18,203	瀋陽市(遼寧省)	1,804	11%	南京市(江蘇省)	2,590	寧波市(浙江省)	6,450
7	厦門市(福建省)	17,990	呼和浩特市(内蒙古)	1,756	12%	厦門市(福建省)	2,040	北京市	6,323
8	南京市(江蘇省)	16,339	深圳市(広東省)	1,618	8%	杭州市(江蘇省)	1,957	青島市(山東省)	6,189
9	瀋陽市(遼寧省)	16,111	重慶市	1,605	13%	瀋陽市(遼寧省)	1,950	南京市(江蘇省)	5,997
10	青島市(山東省)	16,080	上海市	1,593	8%	成都市(四川省)	1,904	福州市(福建省)	5,889
11	大連市(遼寧省)	15,330	長春市(吉林省)	1,541	11%	呼和浩特市(内蒙古)	1,901	大連市(遼寧省)	5,821
12	天津市	14,801	鄭州市(河南省)	1,529	15%	西安市(陝西省)	1,876	瀋陽市(遼寧省)	5,745
13	済南市(山東省)	14,764	広州市(広東省)	1,521	7%	合肥市(安徽省)	1,741	天津市	5,405
14	呼和浩特市(内蒙古)	14,729	大連市(遼寧省)	1,511	10%	天津市	1,741	成都市(四川省)	5,279
15	福州市(福建省)	14,575	済南市(山東省)	1,497	10%	済南市(山東省)	1,734	武漢市(湖北省)	5,110

(資料)CEIC data Co.,Ltdをもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

②店舗作り

中国では、日本と異なり所得格差が大きいいため、ターゲット顧客を明確にした店舗作りが求められる。

具体的には、（ア）企業の経営者や管理職などの富裕層をターゲットにした高級ブランド主体の店舗、（イ）大都市部の高所得層（主に外資企業の社員などのホワイトカラー）をターゲットにした店舗、（ウ）中～高所得層まで幅広い顧客層を意識した店舗、などの顧客セグメント別の店舗作りが考えられる（図表 6）。

例えば、高級ブランドやアパレルの路面店、Plaza66 などの高級 SC が集積する南京西路地区に出店した上海久光百貨は、長江デルタ内に住む富裕層をメインターゲットとしたコンセプトの典型例（上記（ア）に該当）。

同社は、ラグジュアリーブランドは勿論のこと、欧米の著名ブランドや日系アパレルブランドを多く取り揃えるなど、上海市の百貨店のなかでも特に富裕層を意識した品揃えとなっている。

また、上海で 3 店舗を展開する太平洋百貨は、ミクロの立地特性やターゲット顧客に合わせて、店舗毎に品揃えを変化させている。例えば、先端ファッションの発信基地である淮海路店では、ホワイトカラーなど高所得層をターゲットに、ファッション雑誌で紹介されている日本のアパレルブランドの品揃え強化に取り組んでいる（上記（イ）に該当）一方、徐家匯店では、中国地場ブランド中心の売場構成となっている（上記（ウ）に該当）。

加えて、例えば、ブランドの定期的な入れ替えや他社にないオンリーワンブランドの導入、化粧品売場における品揃えの充実、催事スペースでのイベント開催といった取組みも集客力の高い店舗を作るうえでは有効と考えられる。

《 図表 6：ターゲット顧客層別にみた百貨店の品揃えの違い 》

ターゲット顧客	内容	主な百貨店
（ア）富裕層 （企業経営者、管理職） 世帯年収：100 千元～	◇ラグジュアリーブランド（高級品）を中心とした品揃え ✓ 鞆・宝飾では LOEWE や TIFFANY など、衣料品では国際的に著名なブランドを取り揃え、一部には日本のアパレルブランドも取り扱う	上海久光百貨 北京新光天地
（イ）高所得層 （外資企業の社員など） 世帯年収：60 千元～	◇OL を意識した高価格な欧米・日本のアパレルブランド主体の品揃え ✓ 衣料品に注力しており、雑誌に掲載されるような KOOKAI、INDIVI、ICB など欧米や日本のアパレルブランドを豊富に揃えている	百盛集団 伊勢丹 太平洋百貨
（ウ）中間層～高所得層 （都市部の会社員）	◇幅広い層（OL からファミリー層）を意識した品揃え ✓ 衣料品では ESPRIT や ONLY など中低価格かつカジュアルなブランドを揃えているほか、中国ローカルブランドの割合も高い	王府井百貨 など地場の 国営百貨店

（資料）各種資料をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

③固定顧客の維持・拡大

大型 SC やインターネット販売などとの競合が激化しつつあるなか、百貨店では、1 回当たりの購買価格が高く、かつ、定期的に店舗に足を運ぶ固定顧客を維持・拡大させることも重要となる。

実際、大手百貨店では、固定顧客（≡自社の発行する会員カードを持つ顧客）への販売が売上全体の大半を占めるケースも少なくない様子。

具体的な販売促進策としては、自社の会員カードを発行したうえで、(ア) 会員情報誌などを通じたイベント開催予定や新ブランド入荷状況などの定期的な情報発信、(イ) 一部の会員を対象としたセールの定期的な開催、(ウ) VIP 会員専用サービスの拡充（専用サロンの利用など）、といった活動を通じて、固定客を維持・拡大することが求められよう。

上述の取組みは、一般に“面子重視の気質”が強いと言われる中国において、百貨店に対するブランドロイヤリティを高めるための有効な手法と考えられる。

④商品管理体制の構築

百貨店が売上高を伸ばし、粗利益率を高めていくためには、コンセプトに合わせて適切なテナントを誘致するだけでなく、きめ細かな商品管理を行い、販売情報を集計・分析したうえで、分析結果をテナントに提供することで販売の精度を高めていく（≡売れ筋商品のタイムリーな投入及びプロパー消化率の向上）ことが重要。

この点、日本の大手百貨店では、ブランド名は勿論、商品の種類、色、サイズに至るまで細かに管理した POS データや顧客へのアンケート調査結果などをもとに、顧客の購買行動や嗜好を分析し、その結果をテナントに還元することで、欠品や在庫の積み上がりを極力抑制したり、新たな商品の投入につなげたりする商品管理体制やマーチャンダイジング力^(注)を備えている企業もある。

一方、中国の百貨店は SC のようにブランドショップをテナントとして誘致することができたとしても、日本の百貨店のようなきめ細かな商品管理を実施するには至っていない模様。

中国では、消費者の嗜好が多様化しておらず、単純に「国際的に有名なブランド＝良いもの」という考え方が根強いことから、無名のプライベートブランドなどはデザインが優れていたとしても販売面で見劣りするなど、今のところはマーチャンダイジング力の違いが企業間の大きな競争力格差には繋がっていない状況。

しかしながら、業態間・店舗間の競合が激しさを増していくなか、他社との差異化を図っていくためには、きめ細かな商品管理の重要性が中長期的に高まる方向と考えられる。

(注)マーチャンダイジング力とは、より顧客のニーズにマッチした商品を取り揃える力を指す。

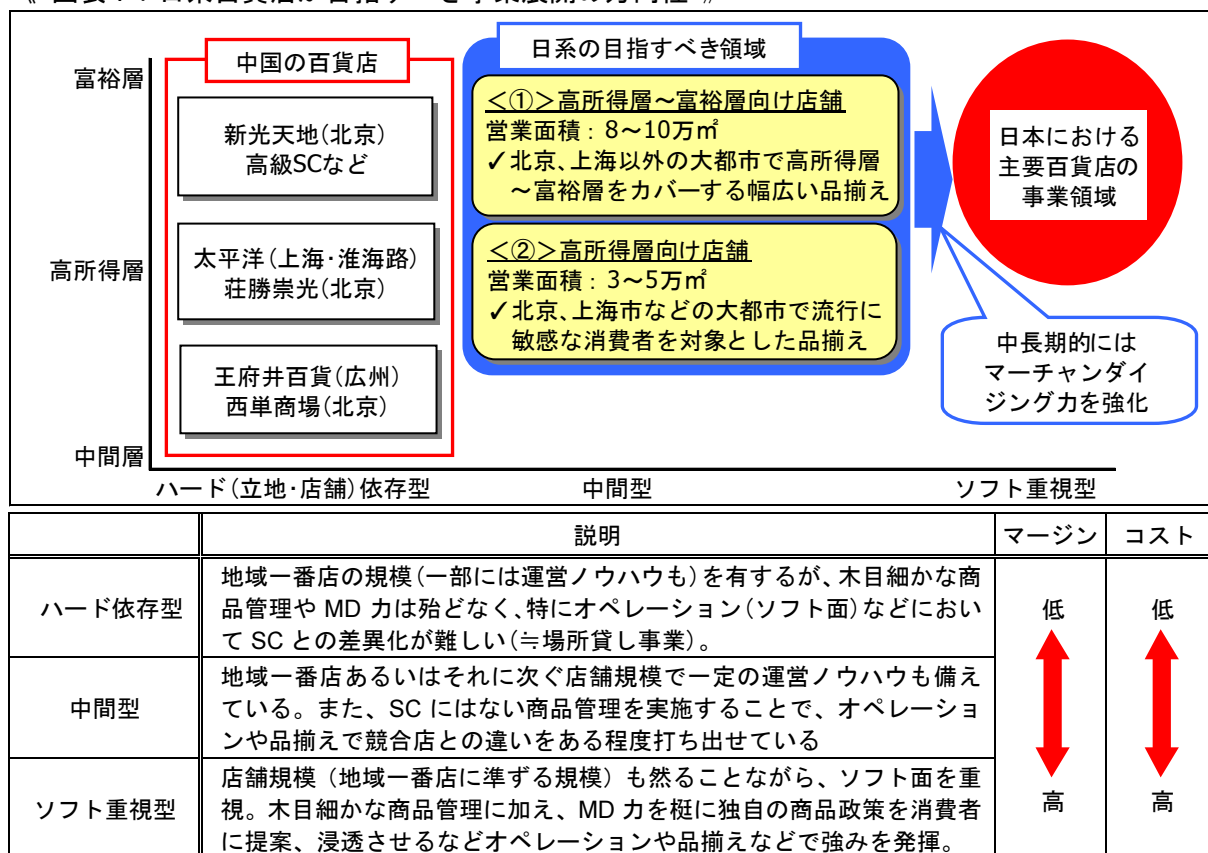
2. まとめ（日系百貨店が目指すべき事業展開の方向性）

百貨店各社に広く求められる取組みは先述の通りであるが、日本のアパレルブランドなどとの太いパイプを持つ日系百貨店が採るべき戦略は、①高所得層～富裕層向け店舗作り、②高所得層向け店舗作り、に集約される（図表 7）。

- ✓ 【①高所得層～富裕層向け店舗作り】都市毎の商業発展計画との整合性に留意しつつ、営業面積 8～10 万㎡規模の店舗を北京市や上海市以外の大都市の主要商業エリアに出店を行い、国際的なブランドから一部の日本ブランドまで幅広い品揃えで地域一番店となるスケールを重視する戦略。
- ✓ 【②高所得層向け店舗作り】北京市や上海市などで、海外の流行に敏感な消費者が多く集まる商業エリアを選定し、営業面積 3～5 万㎡規模の店舗を展開する戦略。特に欧米・日本のファッション雑誌などに取り上げられるようなブランドを中心に品揃えを行うなど、特定層へフォーカスすることがポイント。

また、いずれの戦略を採る場合でも、ハードへの依存度が高い中国の百貨店や SC と日系百貨店が差異化を図るためには、立地選定や店舗作りを重視しつつも、商品管理など日本で培ってきたノウハウを活かしながらソフト面で競合店との違いを打ち出す“中間型”の事業展開が、コスト水準を低く抑えると同時に、高いマージンを確保し、収益性を高めていくうえで重要な選択肢の一つとなりそうだ。

《 図表 7：日系百貨店が目指すべき事業展開の方向性 》



（資料）各種資料をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

一方で、中国で百貨店事業を展開していくうえでは、以下の点に留意が必要。

- ✓ 特に SC との競合が激しい上海市や北京市では、既存商業エリアの一等地の多くが押さえられているなど新規出店余地が減少しつつあり、自社の出店コンセプトに合致した立地確保は容易でない可能性もある。
- ✓ 従って、有力物件の出店情報や再開発案件を逃さぬよう注意深くウォッチするとともに、物件所有者を事業パートナーとするなどの対応も視野に入れておく必要があろう。
- ✓ また、高所得層～富裕層向け店舗を出店する場合には、既に競合が激しい上海市や北京市を避けて、沿海部の大都市や内陸部の省都などへの進出も視野に入れながら物件の検討を行う必要性が高まっている。
- ✓ 更には、現地顧客の消費志向を逸早く把握し、商品管理やマーチャンダイジングに反映させるため、地場または華人資本の企業と提携することなども検討に値しよう。

以 上

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 松浦 知子

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3031 FAX：852-2521-8541 Email：Tomoko_Matsuura@hk.mufg.jp



中国債券市場の最近の動向

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部
金融市場グループ 豊 寛 行

12/25-26 に北京で行われた日中首脳会談において、両国は日本が中国の国債を購入し国債を持ち合う枠組みについて合意した。日本政府からの発表によると、最大 100 億ドル購入する方針だという。

各種報道によると、「日本が 100 億ドル相当の中国国債を購入しても外貨準備に占める割合は 0.8%程度にとどまる。政府高官は『少額であり、外貨準備運用の多様化という位置づけでは全くない』と説明する。」（12/26 付 日本経済新聞）に見られるように、その額が軽微である印象付けとなっているが、中国国債市場からみると果たしてそうであろうか。この疑問からスタートして、今回は中国債券市場について他市場と比較しつつその概要をご説明すると共に今後の課題について考察する。

1. 中国債券市場について

(1) 国債

① 発行状況と財政状況

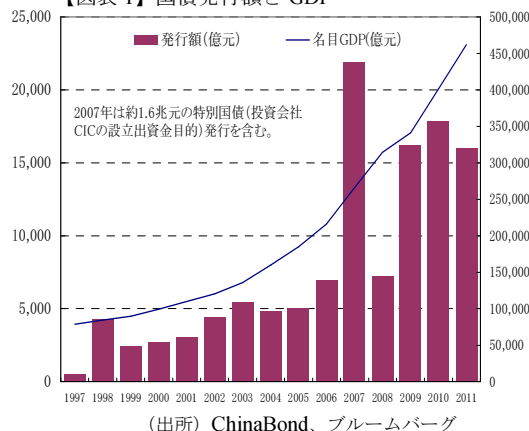
中国は 2010 年の名目 GDP で日本を抜き世界第 2 位となり、国債発行額も増加してきている【図表 1】。ここ数年の動きを見ると、リーマンショックの影響による成長失速回避の為の財政対応から 2009 年以降国債発行は急増した。それでも、現時点では諸外国と比較すると財政赤字は名目 GDP 対比で少なく、ここ数年 2%前後で安定推移している【図表 2】。

一方、景気の先行きに不透明感が増してきた昨今、2011 年 11 月に財政部は増値税に関する通達を發布し、中小企業に対する減税措置を施した。中国は先に述べたような良好な財政状態にありこのような措置を取る事が可能であるが、成長が緩やかになるにつれ、歳入の伸びも徐々に鈍化していくだろう。

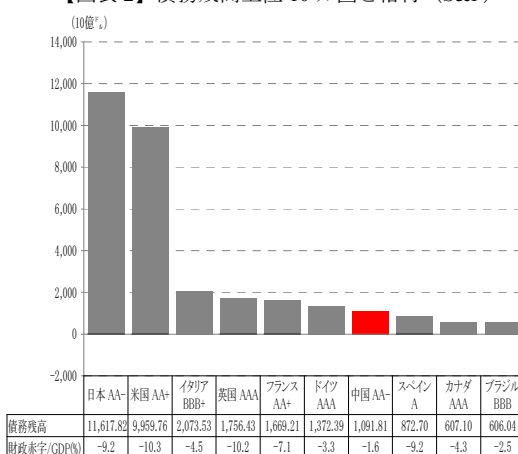
日本は 1970 年代頃までは、現在の中国と同様急速な経済成長を背景に公債残高及びその名目 GDP 比率は低水準に収まっていたものの、「高齢化」「経済成長の停滞」「社会保険料負担の増加」等を主因として過去 20 年で約 40%から約 160%まで急上昇した。

中長期的に見ると、中国も今後日本以上の速度で高齢化が進むと考えられており、高齢化に伴う社会保障制度整備とそれに伴う社会保障費増加が見込まれる事などから歳入の伸びは加速するものと考えられ、国債発行はさらに増加していくと考えるのが自然だろう。

【図表 1】 国債発行額と GDP



【図表 2】 債務残高上位 10 カ国と格付 (S&P)



②市場流動性

国債残高の増加に伴い、銀行間市場における債券取引は外資系銀行の参入等から年々活発化してきており、ここ3年では国債取引高は7.3兆元（2008年）から18.5兆元（2011年）と2.5倍まで増加している。

しかし、米国、日本の市場規模と比較するとまだまだ流動性に劣る。市場流動性の尺度とされる売買回転率（国債年間売買高/国債発行残高）で比較してみると発行残高対比取引量は少なく債券流通（セカンダリー）市場はまだまだ発展段階にあるといえる【図表3】。

【図表3】国債の売買回転率

	中国(億元)	日本(億円)	米国(10億ドル)
国債年間売買高	185,772	74,532,839	137,860
国債発行残高	73,839	7,538,080	8,853
売買回転率	2.5	9.9	15.6

(注)中国:残高2011年末、年間売買高:2011年間、日本:残高2010年末、年間売買高:2010年間、米国:2010年末、月次毎に発表されている平均売買高から筆者計算。

(出所) ChinaBond、日本証券業協会 HP、SIFMA HP

実際、市場での売買提示価格差（ビッド・オファースプレッド）を見ても、中国国債市場では取引が活発に行われている銘柄で2～3bp（ベースポイント、1bp=0.01%）であるが、銘柄によっては売り買い双方の価格が提示されていないケースもあり、ブルームバーグやロイター等情報端末で常に銘柄毎の価格が提示されている日米市場に大きく劣後している。

その背景として、現在の中国国債市場は国債先物等ヘッジ手段が未発達であり、その結果、ディーラーのマーケットメイキングが難しく、所謂短期売買を目的とした投機筋が少ない等の要因から市場流動性に乏しく、取引の自由度が他市場対比低い点が挙げられる。

（なお、欧米国債市場にはヘッジファンド等の投機筋が少なからず参加しており、日々、コンピューターを駆使して売買を行っている。投機筋は相場を攪乱し様々な金融商品の値動きを増幅させるという負の印象を持たれがちだが、一方で、市場流動性に厚みを加えるという点からは効率的な市場形成上重要な役割を果たしている。）

③入札制度

中国国債の発行（新規・追加）は、諸外国と同様、国債入札を通して行われる。入札は月に2～3回程度、水曜日に行われており、年初及び年央に約半年のスケジュールが財政部から公表され、諸外国同様透明性が高い（2012年上半期の入札スケジュールについても既に昨年12月に発表されている）。

上述の通りセカンダリー市場が未成熟であるため、大手銀行や生命保険会社等、資産負債金利リスク管理（Asset and Liability Management）の観点から大量の国債購入を必要とする投資家にとって、国債入札は非常に重要な制度である。これらの金融機関は国債プライマリーディーラーと呼ばれる銀行・証券会社を通して入札に参加する事ができる。

④日本による中国国債保有の影響

では、これまで紹介した中国国債市場の市場規模や市場流動性を踏まえると、本邦当局の購入額は中国国債市場にとってどのようなインパクトがあるのだろうか。

先に述べたように、中国国債市場はまだまだセカンダリー市場の流動性が乏しく（取引額が少額。多くとも1億元程度）、本邦当局の中国国債購入は国債入札を通してのものとなるだろう。

流動性リスク管理の観点、即ち何らかの理由で換金が必要となった際、機動的に売却可能な保有金額を前提とすると1銘柄の保有比率を低く抑える必要がある。1回当たりの応札をその発行額の5%程度とすると3,360億円³×5%=約170億円程度となる。

上記を仮定すると、単純計算では100億ドル(=約7,800億円)分の購入は入札に約45回参加する計算となる。売却機動性や金利リスク抑制の観点からは、短期債中心の運用が想定され、短期債の入札は月1回程度であるため100億ドルの購入は約4～5年かけて段階的に行うのが自然な方式ということになる。

このように考えると、今回発表された100億ドル規模という金額は中国国債市場にとっては決して小さいとは言えない規模である⁴。

(2) その他債券

ここまでは国債市場の市場規模及び、本邦当局が中国国債を購入するインパクトについて考察したが、ここからはその他債券市場の動向について紹介する。

まず、過去5年の債券種類別発行額は下記の通りである。

全体では、2011年の債券発行総額は約70兆元(約840兆円)。前年の約95兆元からは減少しているが、その減少の大半は中銀手形⁵の発行量が減少したことによるものである。

民間部門の資金調達状況を見るとCP(Commercial Paper)、MTN(Medium Term Note)の発行が目立っており、発行件数、残高が両者合計でそれぞれ、802件(前年比+137件、+20%)、1.2兆元(前年比+795億元、+7%)と堅調な伸びを見せている。株式市場が不調であるため、IPOによる資金調達が減少しこれらの発行が増加したとの報道も見られた。

【図表4】過去5年の各種債券発行件数、金額

単位: 件、億元	2011		2010		2009		2008		2007		2006	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
政府債券	77	15,998	81	17,878	117	16,214	29	7,247	30	21,883	23	6,953
中銀手形	100	14,140	119	46,608	81	39,740	122	42,960	143	40,721	98	36,574
金融債券	148	23,501	97	14,172	105	14,749	85	11,783	95	11,905	79	9,550
政策性銀行債	113	19,973	70	13,193	54	11,678	58	10,809	67	10,932	61	8,980
国家開発銀行	70	11,550	41	8,500	25	6,701	24	6,200	29	6,801	35	6,300
中国輸出入銀行	23	3,950	13	1,893	12	1,964	14	1,794	15	1,630	7	680
中国農業発展銀行	20	4,472	16	2,800	17	3,014	20	2,816	23	2,501	19	2,000
商業銀行債券	34	3,519	22	930	43	2,846	27	974	20	823	16	525
ノンバンク債券	1	10	5	50	8	225	0	0	8	150	1	30
証券会社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	15
企業債券	198	2,873	182	3,627	192	4,252	71	2,367	89	1,720	49	995
中央企業債券	9	604	24	1,644	39	2,029	27	1,683	32	1,205	19	652
地方企業債券	186	2,255	156	1,977	153	2,223	44	684	57	515	30	343
CP	395	5,191	442	6,742	263	4,612	269	4,339	263	3,349	242	2,920
MTN	407	7,270	223	4,924	172	6,885	41	1,737	-	-	-	-
ABS	-	-	-	-	0	0	26	302	16	178	7	116
外国債券	-	-	-	-	1	10	0	0	-	-	1	9
国際機構債券	-	-	-	-	1	10	0	0	-	-	1	9
集合債券	17	52	19	47	4	13	-	-	-	-	-	-
合計	1,346	69,625	1,167	95,088	935	86,475	643	70,735	636	79,756	499	57,116

(出所)ChinaBond

政策性銀行債(国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行)については発行が前年対比約50%増加し2011年は3年ぶりに国債の発行額を上回った。これらの銀行は債券発行により資金調達を行いその資金を国家インフラプロジェクト等に融資しているとされる。ここでは政策性銀行のバランスシートの詳細な分析は行わないが、2011年は経済成長が減速基調にある環境にしては、積極的な資金調達を実施した模様だ。

³ 国債発行規模(入札1回当たりの発行額280億元=3,360億円、2011年実績)は他主要国対比較的小さい。

⁴ 一方で、中国当局が米国債や日本国債を100億ドル規模購入する場合、そのセカンダリー市場の厚みから数営業日程度で充分と考えられる。

⁵ 中銀手形は中国人民銀行(中央銀行)が市場から資金を吸収する目的で発行する債券(3ヶ月物、1年物、3年物がある)。2007～2010年はリーマンショック以降の貸出急増や中央銀行の為替介入の結果市場に放出される人民元が増加したため、それを吸収するために発行が増加したと考えられる。

(3)債券市場参加者

次に債券市場の市場参加者について見てみよう。

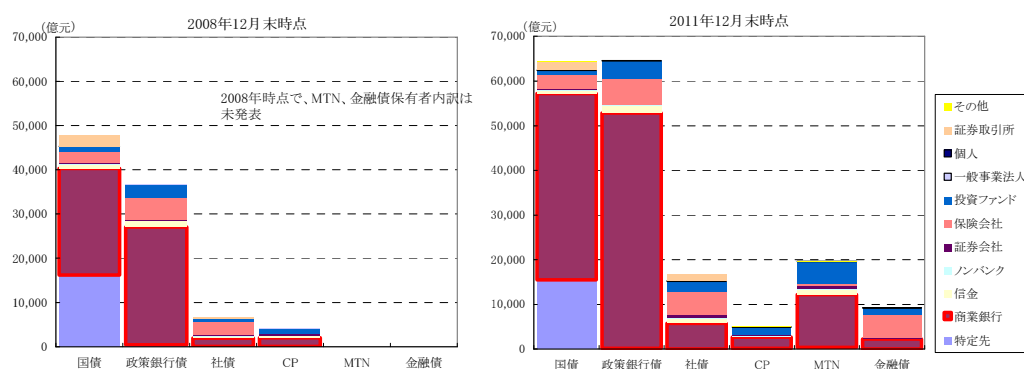
【図表5】は2008年と2011年末時点の各種債券残高とその投資家別内訳を示したものである。中国債券市場は国外投資家の参入は個別許認可制が取られているため、そのほとんどが国内勢によって占められている。

国内投資家の中でも最も存在感が大きいのが商業銀行勢である。2011年12月時点でのその保有割合は国債については65%、政策性銀行債に至っては82%を占めている。中国には銀行に対し預貸比率規制があり、顧客の預金の75%までしか貸出を実施する事ができない。そのような背景もあり、銀行が預金を国債や政策銀行債に振り向けざるを得ない状況にあるものと推察される。

それだけ銀行以外の投資家層が育成されていなかった、という指摘もできるが、ここ3年では変化の兆しが見え始めている。図中青色で示されている「投資ファンド」の台頭である。国債こそ保有は僅かであるものの、CPやMTNの保有が目立って増加しており存在感を示しつつある。

政府としても投資ファンドの育成に力を入れている動きがあるようだ。2012年1月9日付の中国证券報によると、証監会の郭主席は資本市場の改革を進めていく中で、「ファンド会社の成長促進」「社会保障基金、企業年金、保険会社などの機関投資家による資本市場における投資比率増加を奨励」、「全国養老保険基金や住宅公積金などの長期資金の資本市場への投入を積極的に推進」、「適格国外機関投資家(QFII)の試行範囲と投資枠を徐々に拡大」するとしており、債券市場をはじめとした資本市場の裾野拡大に注力していく方針が示されている。

【図表5 中国債券市場の主体別保有割合】



(出所)ChinaBond

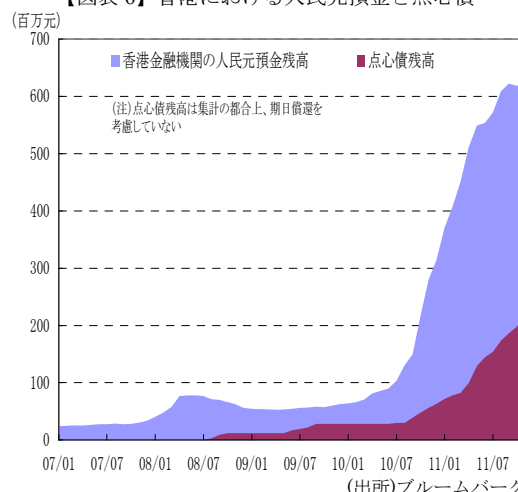
2. オフショア人民元債券市場について

(1)拡大するオフショア人民元債券市場

2011年は人民元オフショア債券市場の規模が大きく拡大した1年だった。2009年7月から中国国外においては香港・マカオ、アセアン地域で実施されていた人民元建て貿易決済が、2010年7月以降全世界に拡大された事を契機に香港がオフショア人民元センターとしての地位を確立、人民元預金は急激に増加に転じた。その後、2010年後半から資金運用先としての点心(DimSum)債と呼ばれるオフショア人民元債券の発行が増加、本土対比割安な金利水準から多くの発行体が資金調達を実施した。

発行額ベースで見ると、2011年は前年比5倍弱となっており、2012年1月も既に中国農業発展銀行や中国

【図表6】香港における人民元預金と点心債



(出所)ブルームバーグ

国家開発銀行等オンショアの政策性銀行や海外からはスウェーデン輸出信用銀行が相次いで起債を発表する等、昨年からの勢いを維持している。

(2)市場動向

現時点でのオンショア・オフショア債券の利回り格差を確認する。【図表7】は2012年1月9日時点の中国財政部が国内（オンショア）で発行している国債と香港市場（オフショア市場）で発行している国債の各期間毎の利回り格差を見たものである。

年限毎の多少のブレはあるものの、現時点では約0.8%程オフショア人民元国債利回りが低く取引されているようだ。【図表6】で示した運用資産と預金のミスマッチや、オンショア市場へアクセスできない国外投資家の人民元運用ニーズによる需要の強さを表している。この現象はもちろん国債に限った事ではなく、社債市場でも同様に、多くの企業が点心債発行を増加させた事は納得できる。

【図表8】は過去1年程度の人民元国債利回りの推移を表すものであるが、一時約2.5%程度あったオンショア国債とオフショア国債の利回り格差は、2011年10月頃からオンショア国債の利回り低下に対しオフショア国債は上昇しており、縮小している。

背景は中国の景気減速懸念とそれに伴う人民元上昇期待の後退である。オフショア人民元国債市場では人民元高継続期待から流れ込んでいた投機的資金が一部流出して利回り上昇につながった一方、国内ではそれまでの金融引締め政策の緩和期待から国債へ資金が流れる結果となった。今後についても、人民元上昇期待が高まる局面においてはオン・オフ利回り格差は拡大、世界的なリスク資産離れの局面では縮小と、金融環境に影響されやすい展開が継続するものと考えられる。

3. 中国債券市場の今後の展望

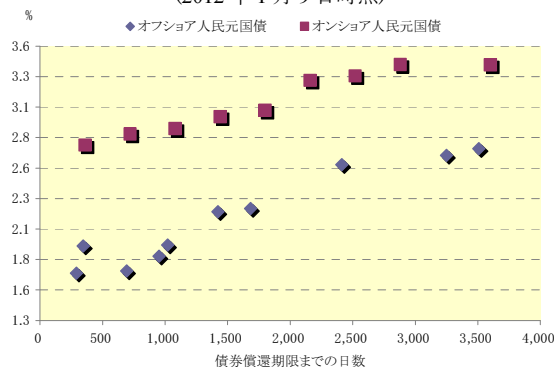
ここまで述べてきたように、中国債券市場の規模は順調に拡大してきている一方、金融商品やインフラ整備が追いついておらず、流動性の向上余地がある印象は拭えない。市場流動性の高い国債市場の育成は、社債市場、金利デリバティブ市場の育成に必須である。

1999年にBIS（国際決済銀行）のワーキンググループによって流動性の高い国債市場を実現するための政策提言が行われている。それを参考にすると、現状の中国国債市場に特に必要とされるのは下記であろう。

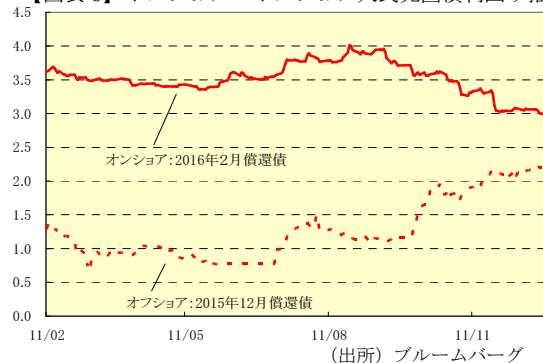
(1)国債関連デリバティブ取引(先物、先物オプション取引、現物オプション)の充実

債券先物等の取引形態には、通常の売買（国債売買の代替）やヘッジ取引（現状保有債券の金利リスクヘッジ）、裁定取引等がある。債券先物を導入する事により、既存の大手銀行や生保等には既存保有債券の金利リスクヘッジ取引機会が、また今後参加が増えるであろう投資ファンド等には元手の数倍の規模での国債通常売買や裁定取引機会が与えられ、国債の市場流動性に大きく厚みが加わる事が予想される。

【図表7】 オンショア・オフショア人民元国債利回り
(2012年1月9日時点)



【図表8】 オンショア・オフショア人民元国債利回り推移



(2)債券空売りとレポ市場の整備

債券の空売り（債券を借入れて、売建てる）やそのための債券の借入を容易にするレポ市場の整備も債券市場の流動性向上に必須である。

現状、中国では債券の空売りが制度的に認められていない。またレポ市場では債券の又貸しも市場慣行として存在しない。これら2点が解決されると、債券ディーラーは積極的に売持ち、買持ちポジションを取る事が可能となるため顧客の注文にも応じ易くなり、債券売買高は大幅に増加すると考えられる。

目先、これらを整備する事で市場流動性が向上、結果として市場参加者の多様化が図られる。足許では今回の日本政府の中国国債投資開始報道等、中国国債市場の対外開放が徐々に進展しつつあり、それと並行してこれら債券市場のインフラ整備の必要性も高まるだろう。

以 上

参考文献

白川方明 「日本の国債市場の機能向上に向けて」、日本銀行金融市場局ワーキングペーパーシリーズ 99-J-3、1999年6月

BIS（日本銀行仮訳） 「流動性の高い国債市場を目指して」 1999年11月

(2012年1月30日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部

E-mail:satoyuki_yutaka@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2959



税務会計: 中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆税務（担当：山崎 学）

Question：

上海における間接税改革パイロットプログラムに関する最新規定である財税「2011」131号通達の要点を教えてください。

Answer：

2011年12月29日に財政部と国家税務総局（以下、「国税総局」と称する）が共同で、『0%課税若しくは免除に応じる増値税課税サービス』公表に関する通知（以下、「131号通達」と称する）を公布しました。輸出サービスに係る増値税優遇政策（0%課税若しくは免除を含む）に対して、詳しく規定されます。

下記、私共は131号通達が規定された要点に対して、私共の見解をご紹介します。

重要なポイント

0%課税の対象となる輸出サービス

サービス範囲：パイロット企業及び個人により提供される「国際運輸サービス」、即ち、中国発外国着、外国発中国着及び中国を経由しない旅客及び貨物運送サービス；パイロット企業及び個人により国外の事業体に提供される研究開発活動；そして、パイロット企業及び個人により国外の事業体に提供される設計・デザインサービス（但し、中国国内の不動産に関連する設計・デザインサービスを除く）

「国際運輸サービス」に係る認定：必要となる資格及び営業許可を取得したパイロット企業及び個人を認定パイロット企業とし、当該認定パイロット企業のみが優遇措置の恩典を享受することができる。

優遇措置：認定パイロット企業及び個人が増値税一般納税者であり、還付率が増値税率と同一の場合、当該認定パイロット企業及び個人は、“免除、控除及び還付”方式の対象となる。なお、増値税小規模納税者である場合、0%課税の対象とはならないが、上記に定義されるサービスの輸出について増値税免除となる。

申告要件: 認定されたパイロット企業及び個人は、毎月所轄税務局に増値税の“免除、控除及び還付”もしくは免除の申告を行う必要がある。財政部及び国税総局は、別途関連する実施詳細について通知を公布するとしている。

増値税免除の対象となる輸出サービス

上述の増値税小規模納税者に該当しない場合の取扱について、131号通達は、増値税免除が適用されるパイロット企業及び個人により提供されるパイロット対象サービスの輸出に関する詳細範囲を規定しています。以下は、当該パイロット対象サービスの輸出の詳細範囲についてわかりやすく以下の3つのタイプに区分致しました。

タイプ 1: パイロット企業及び個人が中国国外においてサービスを提供している場合（サービスが提供される場所により判断される）

- 工事測量及び資源探査サービス
- 展示会サービス
- 倉庫サービス
- 動産リースサービス

タイプ 2: サービスの受領者が外国企業である場合（サービスの受領者の場所で判断される）

- 技術譲渡関係のサービス、技術コンサルティングサービス、省エネルギー関係サービス、ソフトウェアサービス、電気回路デザイン及びテストサービス、情報システムサービス、ビジネスプロセス管理サービス、商標著作権譲渡サービス、知的財産権サービス、物流補助サービス（倉庫サービスを除く）、認証サービス、鑑定サービス、及びコンサルティングサービス。但し、契約エネルギー管理サービス、認証サービス、監査等の保証サービス及びコンサルティングサービスの契約対象物（契約エネルギー管理サービスの場合）や物品もしくは動産が中国国内に所在している場合は、一般的に増値税免除に該当しない。

- 中国国外において広告宣伝が実施される広告宣伝サービス（即ち、サービスが行われる場所及びサービスの受領者の所在地は中国国外でなければならない）

タイプ 3: 131号通達第一条第（二）項に規定されている必要となる資格及び営業許可を取得していないパイロット企業及び個人により提供される国際運輸サービスの場合。

私共の見解

全般的に、131号通達は国際運輸サービス及びサービスの輸出に係る増値税優遇措置の基本原則を明確化したものであり、関連する産業にとって吉報と言えます。またこれは当該事業に従事している中国パイロット企業及び個人の国際市場における競争力を高める可能性があります。

現行の営業税制度において、財政部及び国税総局は、共同で「国際運輸サービスに係る営業税免除の通知」財税「2010」8号（2010年4月23日）を公布し、納税者（企業及び個人）により提

供される国際運輸サービスについて営業税免除を認めています。しかしながら、設備及び増値税の対象となるサービスの購入に係る仕入増値税は、仕入税額控除の対象とならず、費用として処理をする必要がありました。対照的に、131号通達では、国際運輸サービスに係る間接税の優遇について明確に規定しています。つまり、

- 認定パイロット企業及び個人は、国際運輸サービスの提供により稼得される所得に対して0%増値税課税の恩典を享受することが可能。還付率が適用される増値税率と同一であるため、控除対象となる増値税が存在しないことに依る。支払われた仕入増値税は、増値税の対象となる他のサービスに係る売上増値税から控除されるか還付される。
- 増値税一般納税者であり、国際運輸の資格や許可を有していないパイロット企業及び個人、又は増値税小規模納税者の場合でも、国際運輸サービスの提供により稼得される所得に対して増値税免除の恩典を享受することが可能。原則、現行における営業税の取り扱いと同様。
- パイロット企業及び個人により外国企業に提供される物流補助サービス（倉庫サービスを除く）は、増値税免税の対象となる。また中国国外で提供される倉庫サービスについても増値税免税の対象となる。現行の営業税制度では、営業税免税を国際運輸サービスに限定しており、物流補助サービスについては免税の対象となっていない。この意味では、現状の営業税制度より改善されていると言える。
- 財政部及び国税総局は、過去における営業税制度（即ち、サービスが提供される場所）及び現行における営業税制度（即ち、サービス提供者及び受益者の所在地）の両方を基礎とした“サービスが提供される場所”の概念を参考としてこの分野に関連する指針を示していると考えられる。この点、複数の輸出サービスに従事するパイロット企業及び個人は戸惑いを覚える可能性がある。従って、このような複数の輸出サービスに従事するパイロット企業及び個人は、提供するサービスが131号通達において定めるサービスの輸出に該当するか否かにつき、分析を行い、理解を深めることが推奨される。
- さらに、輸出サービスが増値税優遇措置（0%課税もしくは免除）の適用を受けるためには、特定の条件（例としてサービス受益者の所在地、サービスが提供される場所、契約対象物の所在地等）を満たす必要がある。従って、パイロット企業及び個人は、関連する増値税還付対象所得の証明に必要となる書類を準備する必要があると思料する。

私共は当該問題について今後も継続的に注目し、更なる詳細及び見解についてお伝えしていきます。

（執筆者連絡先）

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86+21-23233804
Fax : 86+21-23238800

法務:中国における外資系企業の統括会社の設立について —法的実務観点からみた比較検討と最新動向—

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授
劉 新宇

I. はじめに

これまで、日系企業をはじめとした外国企業による対中投資は、関連法令の不備や若干煩雑な認可手続などに起因して、例えばプロジェクトごと、あるいは各種製品ごとに1つの会社を設立するというような、投資を分散化する方法がとられてきた。しかし、これら個々の事業がそれぞれ発展していくにつれ、母国の本社（親会社）においてそのすべてを効果的かつ効率的に管理することは益々困難となり、近年、この分散した中国事業をどのように統括するべきかという問題に悩む外国企業が増えつつある。また、新規対中投資者においても、自己の置かれた現状からすると今後の中国事業をどのように統括していけばコスト対効果の面で優れたものとなるかといった点に、多大な関心を寄せているようである。

このような背景から、母国の本社は、分散的に投資・設立した在中独資企業や在中合弁企業、あるいはこれから設立する現地企業により形成される現地企業グループ内にいわば「中国本社」として機能する会社を設け、この会社を通じ一元的に在中各社の事業を統括しようとする動きをみせている。この「中国本社」が近年「統括会社」として論じられるものであるが、その会社類型は、必要とされる統括機能によって多様なものが考えられ、例えば、既存の製造会社、販売会社やコンサルティング会社を統括会社として活用すれば、中国における販売、人事、総務、法務、知的財産権、広報などの各分野で、その一部の事業統括の機能を実現することもできる。しかし、より広範囲にわたる全面的な統括機能を必要とするときは、「管理性公司」、「外商投資性公司」を新設することも検討しなければならない。また、「統括会社」が「地域本部」として認定されると、種々の優遇政策ゆえその統括機能が強化されるが、この地域本部にも、中央官庁である商務部が認可する「国家レベル地域本部」、地方当局が認可する「地方レベル地域本部」の2種類がある。

現在、「統括会社」をめぐる近年の中国の法的状況は目まぐるしい動きをみせているが、この「統括会社」自体あくまで講学上・実務上の概念にすぎず、法律上の概念ではないことに加え、ここに「外商投資性公司」、「管理性公司」、「地域本部」等々の概念が重なってくると、統括会社を設立し中国現地の各種事業を統一的に管理しようにも、何をどこから検討すればいいかわからない、という外国企業が出てきても不思議ではない。現に筆者の弁護士業務においても、これらの各概念やそれぞれの特徴に関する質問や相談が顧客から多く寄せられている。そこで、本稿では、最も充実した統括機能を発揮する外商投資性公司をはじめ、管理性公司、地域本部など統括会社に関する中国の法制度を整理・概観したうえで、統括会社としての各会社類型それぞれの長短や注意点などにつき比較しながら検討を試みるものとしたい。

II. 外商投資性公司

(1) その定義と設立要件

「外商投資性公司」とは、これについて定めた「外国投資者の投資による投資性公司の設立運営に関する規定」¹（以下、「外商投資性公司規定」という）、「外国投資者の投資による投資性公司の設立・運営に関する補充規定」²（以下、「外商投資性公司補充規定」という）等の法令において、「外国投資者が中国において独資により又は中国投資者との合弁により設立した会社であって、直接に投資を行うものをいう」と定義されている。

この外商投資性公司の設立要件は、主要法令の数回にわたる改正³によって徐々に緩和されてきたものの⁴、登録資本金が3000万米ドル以上でなければならないなど、依然として他の会社類型より厳しく設定されている。関連法令に基づきその主要な設立要件をまとめると、下表のとおりとなる。

投資者	外国投資者 (これが2つ以上あるときは、大部分の持分を保有する者が右要件のいずれかを充足する必要あり)	a) その資産信用状態が良好で、投資性公司の設立・運営に必要な経済力を備えており、設立申請前1年間におけるその資産総額が4億米ドル以上であって、既に中国国内に外商投資企業を設立しており、実際に払い込んだ登録資本における出資額が1000万米ドルを超えていること
		b) その資産信用状態が良好で、投資性公司の設立・運営に必要な経済力を備えており、既に中国国内に10以上の外商投資企業を設立しており、実際に払い込んだ登録資本における出資額が3000万米ドルを超えていること
	中国投資者 (合弁の場合)	資産信用状態が良好で、投資性公司の設立・運営に必要な経済力を備えており、申請前1年間におけるその資産総額が1億人民元以上であること
最低資本金		3000万米ドル以上
外国投資者の出資方法		自由に両替可能な貨幣、中国国内で取得した人民元利益又は持分譲渡、清算等により合法的に取得した人民元収益をもって出資すること（現物出資は不可）

¹ 商務部 2004 年第 22 号令、2004 年 11 月 17 日公布、同年 12 月 17 日施行。

² 商務部 2006 年第 3 号令、2006 年 5 月 26 日公布、同年 7 月 1 日施行。

³ 外商投資性公司を直接の規制対象とする法令（主に商務部公布の規定）については、これに関する初の法令である「外国投資者の投資による投資性公司の設立・運営に関する暫定規定」（以下、「1995 年暫定規定」という。現在では失効）が公布された 1995 年 4 月 4 日から、現行の「投資性公司補充規定」までの 11 年間にわたり、既に 9 回の改正が行われている。

⁴ 例えば、「1995 年暫定規定」は、外国投資者に対し、3 つ以上の対中投資予定プロジェクトについて提案書の認可を受けていること、又は中国において生産若しくはインフラ建設に従事する外商投資企業を既に 10 社以上設立していることを要求していたが、2004 年より、これらの要件は次第に撤廃された。

認可	登録資本金3億米ドル以上のときは、商務部の認可が必要。3億米ドル以下であれば、省レベルの商務主管部門による認可の後、商務部への届出 ⁵
組織形態	有限責任公司のみに限定

(2) 特有の主要機能

統括機能がある程度有する会社の種類は複数あるが、設立要件が厳しいとはいえ、最も充実した統括機能を発揮しうるのは外商投資性公司であると思われる。例えば、外商投資性公司は、生産業務に直接従事することが禁止されているが⁶、販売業務のほか、外貨バランスをとることなどその投資先企業からの受託サービス、研究開発センター・部門の設立、コンサルティングサービスなどを行うことができる。また、3000万米ドルの登録資本金をすべて新規投資に充当したうえ、所轄の商務部門から必要な認可を得れば、運輸・倉庫などの総合サービス、技術養成訓練、オペレーティングリースなどの事業を経営範囲に追加することができ、さらに、商務部により国家レベル地域本部と認定されれば（認定条件に関しては、後述「IV. 地域本部」の部分参照されたい）、中国銀行業監督管理委員会の許可を得てファイナンスカンパニーを設立することや外貨管理機関の許可を得て関連会社の外貨資金に対する集中管理を行うこと、委託加工業務、オペレーティングリース、ファイナンスリース業務に従事すること等も可能となる。

これら種々の統括機能のうち、外商投資性公司に特有の優れた機能としては、少なくとも次の2点が挙げられる。

①強力な投資機能

中国現行の外貨管理体制の下では、商業企業や製造企業等の一般的な外商投資企業の外貨資本金は、これを人民元に換金して初めて中国国内で使用するができるが、その換金は、認可を受けた経営範囲内での利用のみが認められ、中国国内における再投資に充てることはできない⁷。また、中国国外から借り入れた外債資金についても、その用途は「外債管理暫定弁法」等の関連法令に定める範囲に厳しく限定され⁸、一般の外商投資企業が中長期・短期的な外債資金の用途に合致しない子会社への出資のために外債資金を人民元に換金することは不可能と解される。

これに対し、外商投資性公司はその名称どおり、直接投資を主要業務とする特別な会社として、配当などの合法利益のみならず、外貨で払い込まれた資本金、中国国外から借り入れた外債資金のいずれであろうと、これをもって中国国内における投資に充てることができる⁹。

⁵ 「外商投資の審査認可権限の委譲にかかる問題に関する通知」（商資発[2010]209号、2010年6月10日公布・施行）。

⁶ 「外商投資性公司規定」28条。もともと、「外商投資性公司補充規定」は、一定の要件を充足した外商投資性公司に対し、委託生産・加工の権利を明確化した。

⁷ 「外商投資企業の外貨資本金支払人民元転の管理問題に関連する業務執行の整備問題に関する国家外貨管理局通知」（匯総発[2008]42号、2008年8月29日公布・施行）等。

⁸ 「外債管理暫定弁法」（2003年1月8日公布、同年3月1日施行）25条～27条。

⁹ 一方、中国国内の借入金について、「外商投資性公司に対する関連管理措置のさらなる整備に関する商務部、国家外貨管理局の通知」（商資函[2011]1078号、2011年12月8日公布）2条は、「外商投資性公司の国内借入金は国内の再投資に用いてはならない」と定めている。

②大きな資金調達枠

一般的な外商投資企業であれば、いわゆる「投注差」、すなわち投資総額と登録資本金との差額が中国国外からの資金調達枠とされている。これに対し、外商投資性公司是、その強力な投資機能、統括機能に応じ、資本金額が3000万米ドル以上1億米ドル未満であれば払込資本金の4倍、1億米ドル以上であれば払込資本金の6倍まで借入調達枠として認められており、さらに、営業上その必要があれば、これらの枠を超える借入の許可を商務部に求めることもできる¹⁰。このように、外商投資性公司是、他の会社類型を超える国外からの資金調達能力を有している。この点は、特に中国国外からの資金調達が必要となる投資者にとって、重要な利点であると思われる。

(3) 実務上の注意点

このように強力な投資機能を備えた外商投資性公司であるが、次の点に関して注意が必要になると考えられる。

①「1社限定」の原則

特に2010年後半より「日系企業第4次対中投資ブーム」¹¹が到来したといわれるように、対中投資の規模は拡大傾向にあるが、そのような中、最低登録資本金3000万米ドル等の要件を負担と感ぜない外国投資者が増加し、既に外商投資性公司を設立している外国企業が2社目の設立に乗り出す動きもみられるようになってきた¹²。

法令上、1つの外国投資者（その子会社を含む）が複数の外商投資性公司を設立することは、明確に禁止されていない。しかし、筆者がこれまでの弁護士業務を通じ知りえた限り、中央及び主たる地方（北京市、上海市など）の商務部門は、事実上の要件として、1つの外国企業グループが中国国内に設立しうる外商投資性公司を1社のみに限定し、原則として2社目は認可しないとの運用を行っているようである。

もっとも、地方によっては、外商投資性公司の投資先となる業界が異なれば、1つの外国企業グループであっても第2の投資性公司の設立が例外的に認められうるとの立場をとる商務部門も存在するようであるが、そうした先例はほとんど見受けられず、この例外的認可の取得も決して容易ではないと考えられる。

いずれにせよ、明文規定のないこの実務上の「1社限定」原則の存在に注意しなければならず、2社目の外商投資性公司を設立する必要がある場合には、投資領域や経営範囲が異なること等を理由として、商務部門に対し十分な根拠を示しておくことが重要になると思われる。

②投資先分野に関する制限

外商投資性公司が投資を行いうる分野は、国家が認めたものに限定されている¹³。これに関し、商務部は、投資性公司の投資範囲につき、「外商投資産業目録」などに定める外商投資禁止類項目

¹⁰ 「外商投資性公司規定」9条。

¹¹ 瀬口清之：「第4次対中投資ブームの到来と中国ビジネスの新たな課題」
http://www.canon-igs.org/column/network/20100512_110.html

¹² 例えば、傘下企業の出資によって外商投資性公司を設立したが、事業再編や投資規模拡大などにより本社又は同じく傘下企業である他社から外商投資性公司を直接設立するニーズが出てきたケースがある。

¹³ 「外商投資性公司規定」10条1項1号。

のほか、外商投資制限類項目、政府総合調整の業種に関わるものであってはならないとの通知を発しており¹⁴、実際に投資をするにあたっては、その投資先が禁止・制限の対象とされていないか確認する必要がある。

③登録資本金3000万米ドルの用途と既存現地法人・事業会社の傘下化

外商投資性会社の登録資本金は、「外商投資性公司規定」8条に従い、そのうち少なくとも3000万米ドルについては、i) 同社が投資して新たに設立する外商投資企業に対する出資、ii) 親会社ないし関連会社が設立した外商投資企業に対する払込未了出資額又は増資額への充当、iii) 研究開発センター等の機関を設立するための出資、iv) 中国国内の会社の持分（ただし、外商投資性会社の親会社又は関連会社が払い込んだ出資額によって形成される持分を除く）の買取、これらいずれかの用途に用いなければならない。

要するに、外商投資性会社の登録資本のうち、少なくとも3000万米ドルは、新規会社設立の資本金、既存現地法人・事業会社の増資金・払込未了資本金として使用する必要があり、親会社から既存の子会社に対する持分を譲り受ける資金として用いることはできない、とされている。

既述のとおり、充実した統括機能を有する外商投資性会社は、多国籍企業グループにおいていわば「中国本社」と位置付けられるケースが多いが、この「中国本社」の役割を果たすためには、海外の本社が中国において既に設立した現地法人・事業会社を外商投資性会社の傘下に収めることが重要な一環になると思われる。しかし、「3000万米ドルの登録資本による新規投資」との規制からすると、登録資本がちょうど設立要件最低額の3000万米ドルに止まっている外商投資性会社は、その資本金をもって海外の本社から既存現地法人・事業会社の持分を直接譲り受けることはできないものと解される。

これに対し、登録資本が3000万米ドル以上払い込まれた外商投資性会社に関しては、3000万米ドルの登録資本を新規投資に用いることを確保できる限り、海外の本社から既存現地法人・事業会社の持分を随時買収し、それら現地法人を傘下に収めることができるのか、それとも、3000万米ドルの登録資本を実際に新規投資に投入したうえで初めて余剰の登録資本を利用して海外の本社から既存現地法人の持分を譲り受けられるのか、この点が法令上明確にされていない¹⁵。

これを受けて、実務上、既存中国現地法人・事業会社を外商投資性会社の傘下に収めるためには、海外本社による持分出資の方法、つまり、海外の本社が既存現地子会社に対して保有する持分をもって外商投資性会社に出資（増資）することが考えられる。ただし、持分出資に関する主要法令である「持分出資登記管理弁法」¹⁶は、その公布・施行からまだ日が浅く、その運用には未確定の部分も多いため、地方当局の指導を受けることが多くあり、この持分出資の方法を実際に採用する場合には、詳細な調査、検討等相応の準備が不可欠となる。

¹⁴ 「外商投資による投資性会社の設立運営に対する審査認可権限の委譲に関する通知」（「商資函〔2009〕8号」、2009年3月6日公布・施行）5条。

¹⁵ 実際、登録資本が3000万米ドルを超えている場合には、法令上明確な禁止規定がないため、所轄の商務部門への確認・根回しを行ったうえであれば、3000万米ドルを超える部分の登録資金を既存現地法人の持分買収に利用しうる可能性も皆無ではない。

¹⁶ 国家工商行政管理総局第39号令、2009年1月14日公布、同年3月1日施行。

④外貨関連手続

筆者の弁護士業務においては、外商投資性公司是外貨資本金をもって直ちに投資を行いうるとの誤解がしばしば見受けられる。しかし、中国の外貨関連法令によると、外商投資性公司がその外貨資本金をもって中国国内投資を行うにあたり、それを自由に外貨から人民元に転換して国内投資に用いることは許されておらず、まずは外貨管理局の承認を得て投資先企業の資本金口座に振り替えなければならない¹⁷。この手続には一定の時間が必要であるため、外商投資性公司是、投資先への資金注入時期を計画するにあたり、この手続についても配慮しなければならない。

なお、外商投資性公司是、中国国内において取得した人民元利益、投資の先行回収、清算、持分譲渡、減資により取得した合法的な人民元収入（以下、「人民元収入」という）をもって中国国内投資を行うこともできるが、商務部と国家外貨管理局が2011年12月8日に共同公布した「外商投資性公司に対する関連管理措置のさらなる整備に関する通知」3条によると、これら人民元収入を中国国内投資に用いる際にも、まず資金出所証明書等の資料をもって所轄の外貨管理局から承認を得なければならない。しかし、国外投資者は、外貨管理局の承認を取得すれば、中国国内の投資に直接充てること、又は外商投資性公司に出資（又は増資）したうえで中国国内への投資を行うことのいずれも可能となる¹⁸。

⑤中国大陸以外への投資

筆者の経験上、外商投資性公司是香港など中国大陸以外の地域、さらには海外に対する投資を行うことができるか、という質問が寄せられることも多い。この点に関し、法令は、外商投資性公司による中国国外への投資を明確には禁止していないが、筆者が弁護士業務を通じて知りうる限り、これまでに商務部門がそのような投資を認めた例はほとんど存しない。このような現状において、商務部門からその認可を得るのは難しいものと考えられる。

⑥投資設立した企業との関係

外商投資性公司是、統括機能を有するものの、その投資設立した企業とは相互に独立した法人又は実体であり、両社間の取引については独立した企業間の取引関係に基づき処理することを要求されている¹⁹。外商投資性公司是その子会社に提供するサービス等につき代金や費用等を徴収する際に、この点について特に注意する必要がある。

¹⁷ 「外商投資企業の外貨資本金支払人民元転の管理問題に関連する業務執行の整備問題に関する国家外貨管理局通知」（匯総発〔2008〕142号）3条、「『外商直接投資にかかる外貨業務の執行規定』（系統版）の公布に関する国家外貨管理局総公司の通知」（匯総発〔2008〕137号）等。

¹⁸ 国家外貨管理局は、2011年3月29日、「外商投資性公司の再投資に関連する出資払込検査の照会にかかる問題のオペレーションガイドラインに関する通知」を公布した。同通知は、外商投資性公司が中国国内で得た合法的な所得をもって行う再投資につき、その所得を登録資本金に組み入れて増資を行った後に再投資を行うことを義務づけていたが、それにより、増資にかかる許認可手続が必要になるとともに、新たな税負担が求められる可能性も高く、外商投資性公司の運営に多大な影響が及ぶこととなり、疑問の声が高まっていた。2011年12月8日の新たな通知により、増資手続によらず、外貨管理局の承認書を取得したうえで中国国内の投資に直接充てるという選択肢も明確に認められるようになり、重要な意義を有するものと考えられる。

¹⁹ 「外商投資性公司規定」26条。

Ⅲ. 管理性公司

(1) 管理性公司とは

「管理性公司」とは、一般に、親会社の出資する関連他社に対して業務管理、戦略決定、研究開発、資金管理、物流、販売、企画、コンサルティング、社員教育等のサービスを提供し一定の管理機能を果たす企業法人をいうものと理解されている。しかし、外商投資性公司と異なり、現行の国家レベルの中国法には、これについて特に定めた法令が存しない。そのため、筆者の下にも、管理性公司とは一体どのようなものかとの質問が寄せられることが多い。

これに対し、ここ3～4年、北京、上海、南京、蘇州などの地方では、外商投資性公司とならび、管理性公司も当地の「地域本部」として認可するものと定めた地方法令が制定されるようになって²⁰。このように、「管理性公司」は、近年、「地域本部」や「統括会社」との関連において議論されるようになってきた概念である。

上記各地の地方法令に定める「管理性公司」の定義は必ずしも一様ではないが、一例として、上海市人民政府「多国籍企業地域本部の設立奨励に関する上海市の規定」(滬府発[2008]28号)を挙げると、「管理性公司とは、多国籍企業が管理、研究開発、資金管理、販売、物流、支援サービス等の運営機能を統括するために設立した会社をいう」と定義されている。

(2) 外商投資性公司との差異

このように、管理性公司は、「地域本部」という共通項ゆえ外商投資性公司と関連して論じられることが多いが、両者の差異につき最重要と思われる点を挙げると次のようになる。

① 緩やかな設立要件

既述のように、外商投資性公司は、その登録資本金が3000万米ドル以上でなければならないなど、設立要件のハードルが高めに設定されている。これに対し、管理性公司は、中国法において明確に定められた外商投資企業の類型ではないゆえ、理論上、その設立にあたっては、最低登録資本金などを含め外商投資企業一般にかかる設立要件²¹が適用されると解される。

また、管理性公司を地方レベル地域本部として認可申請する場合も、外商投資性公司より緩やかな要件となることが多く、例えばその登録資本金について、北京市、上海市では200万米ドル以

²⁰ 例えば、北京市では、「多国籍企業による北京における地域本部設立の奨励に関する若干の規定」(2009年5月21日公布、2009年1月1日施行)、「多国籍企業による北京における地域本部設立の奨励に関する若干の規定にかかる実施規則」(2009年6月24日公布・施行)が、また、上海市では、「多国籍企業による地域本部設立の奨励に関する上海市の規定」(2008年7月7日公布・施行)、『多国籍企業による地域本部設立の奨励に関する上海市の規定』にかかる若干の実施意見に関する市商務委等8部門の通知」(2008年12月3日公布・施行)、「多国籍企業による地域本部発展にかかる専用資金の使用及び管理に関する上海市の試行規則」(2009年2月24日公布・施行)などが公布されている。また、南京市は、「国内外大型企業による本部又は地域本部設立の奨励に関する南京市の暫定規定」(2007年1月14日公布・施行)を、蘇州市の工業園區は、「外国多国籍企業による蘇州工業園區における地域本部設立の奨励に関する若干の意見」(2003年6月9日公布・施行)を公布している。

²¹ 例えば、登録資本金についていえば、特別な規定がない限り、「会社法」の規定に基づき最低3万人民元とされており、実際の登録資本は、その事業範囲と経営規模に相応の金額であり、投資総額との比率に関する規制に合致すれば認められる。

上であれば足りる。言い換えれば、地方レベル地域本部の位置付けをしない管理性会社の設立には、その登録資本金について特に制限がなく、事業範囲や経営規模に関する事項にさえ合致すればよいと解される。

②限定的な再投資の機能

既述したように、外商投資性会社は、その特有の機能として、資本金、中国国外からの借入金をもって中国国内で再投資を行うことが認められている。これに対し、管理性会社は、それが地方レベル地域本部として認定されたものであっても、一般的な外商投資企業として許された中国国内における再投資を行いうるにすぎず、外貨で払い込まれた資本金や外貨建て借入れ等をもって中国国内で再投資を行うことはできないと解される。

また、外商投資性会社が投資して設立した企業は、出資者である当該外商投資性会社が中国法人であっても、投資比率にかかる一定の要件を満たす限り、外商投資企業と同じ取扱いとなる²²。これと異なり、管理性会社の再投資により設立された企業は、一般の外商投資企業が国内再投資により設立した製造会社、販売会社等と同様に、外商投資企業としては取り扱われないのが一般的である。

③その他の統括機能

管理性会社、特に地方レベル地域本部として認定された管理性会社は、既述した上海市の規定に定める定義のとおり、その関連会社に対するサービス業務などを通じて、投資経営方針の決定、内部資金の統一管理も含め、経営管理、研究開発、販売、物流、支援サービス等の統括機能を果たすことができる。しかし、外商投資性会社と比較して、その統括機能はまだ限定されていると言わざるをえない。

まず、前出②とも関連するが、外商投資性会社は、その出資により中国国内において本格的な中間持株機能を果たすこと（つまり、中国の現地法人・事業会社の持分を直接保有する出資者として統括機能を果たすこと）ができるのに対し、管理性会社は、投資者（外国の親会社）からの授權に基づき、その関連会社に対し管理やサービス業務などを行うのが通常である。

また、一定の要件を充足する外商投資性会社は、商務部に対し国家レベル地域本部の認可申請を行いうるが、この認可が下りれば、ファイナンスカンパニーの設立、外貨資金の集中管理等を行うことも可能となる。これに対し、管理性会社に関しては、実務上、地方レベル地域本部の認定を受けうるとはいえ、現状においてこれを国家レベル地域本部として認定する制度は存在しない。

IV. 地域本部

(1) 法的概念と認定条件

地域本部は、既述のとおり、外商投資性会社又は管理性会社と重なる部分もあるが、これには、国家レベル、地方レベルの2つに分類される。

²² 「外商投資性会社規定」20条。

①国家レベル地域本部

「外商投資性公司規定」によると、次の要件を充足する外商投資性公司是、省レベルの商務部門による一次審査、商務部による最終二次審査を経て、「多国籍企業地域本部」²³として認定される²⁴。

a) 払込済登録資本が1億米ドル以上であること、又は払込済登録資本が5,000万米ドル以上、申請前1年間の投資先企業の資産総額が30億人民元以上であって、かつ、利益総額が1億人民元以上であること（連結財務諸表に関する規定に従い計算）。

b) 「外商投資性公司規定」8条に定める前出II. (4) ②で述べた登録資本金3000万米ドルの用途に合致すること。

c) 既に研究開発機構を設立していること。

この「多国籍企業地域本部」は、一般に「国家レベル地域本部」と称され、現在、その申請主体は、外商投資性公司に限定されている。

②地方レベル地域本部

既述のとおり、北京市、上海市をはじめとする一部の地方では、多国籍企業地域本部の設立を奨励する地方法令が公布されており、所定の要件を充足する企業は、これら地方法令に基づき当地の商務部門に対し地域本部の認定を申請することができる。一般に、こうして地方の商務部門に認定された地域本部は、「地方レベル地域本部」といわれる。

各地方の規定は一律でない部分も多いが、地方レベル地域本部は、国家レベルのそれと比較して、一般にその申請要件がより緩やかに設定されている。例えば、北京市、上海市では、外商投資性公司であれば足り、国家レベル地域本部の要件を充足していなくても、当地の地域本部として申請をすることができる。また、地方レベル地域本部を申請しうる企業類型について、北京市、上海市では、外商投資性公司のみならず、管理性公司も申請することができ²⁵、さらに、南京市、福州市等の一部の地方では、一定の要件さえ充足すれば、生産型企业等の一般的な外商投資事業会社であっても、その認定を申請することができる。

地方レベル地域本部として認定された会社は、地方ごとに異なるが、一般に地方政府により一定の優遇が与えられ、例えば、一定の資金援助・奨励、外国籍従業員の出入国・就労許可に関する手続の簡便化、人材誘致にかかる当地戸籍手続の優先処理、輸出入にかかる通関への便宜提供ないし税還付などを受けることができる。また、その関連会社に対し、経営方針の決定や、内部資金の統一管理、研究開発・技術支援、物流サービス、従業員研修等を含め、一定のサービス・

²³ 「外商投資性公司規定」施行前の2004年2月13日に公布された「外国投資者の投資による投資性公司の設立・運営に関する規定」（商務部令2004年第2号）は、「多国籍企業地域本部」の概念を初めて国家レベルの法令において採用した。

²⁴ 「外商投資性公司規定」22条1項1号。

²⁵ 管理性公司が地域本部としての認定を申請する要件について、「多国籍企業による地域本部設立の奨励に関する上海市の規定」5条は、①親会社の資産総額が4億米ドル以上であること、②親会社が中国国内において投資した累計の払込済登録資本の総額が1000万米ドル以上で、かつ、親会社が管理を授権した中国国内外の企業が3社以上であること、又は親会社が中国国内において投資した払込済登録資本の金額にかかわらず、親会社が管理を授権した中国国内外の企業が6社以上であること、③管理性公司の登録資本が200万米ドル以上であることを定めている。「多国籍企業の北京における地域本部設立の奨励に関する若干規定の実施弁法」（京商務資字〔2009〕351号、2009年6月24日公布・施行）では、これら3つの要件のほか、親会社の中国における唯一の最高経営管理機構であること、国際的に著名な多国籍企業については適宜要件を緩和することも定めている。

統括管理を行うこともできるが、国家レベル地域本部と比較して、その統括機能はそれほど充実しておらず、かつ実際どこまでその部分的な統括機能を実現できるかについても疑問が残る。

(2) 実務上の注意点

筆者がこれまでの弁護士業務で取り扱った事例における経験からすると、国家レベル地域本部であれ、地方レベル地域本部であれ、その認定を申請するにあたっては、次の点に注意する必要がある。

①「1つ限定」の基本原則

1つの外国投資者が中国に2つ以上の地域本部を設立することは、関連法令において明確に禁止されていない。しかし、地域本部の法的位置づけからすると、1つの外国企業が中国に設立する地域本部は1つのみに限られるとするのが一般的であろう。

例えば、上海市では、地域本部が「1つの国家以上の地域内の企業に対して管理及びサービスの機能を果たす唯一の本部機関」と定義されており、北京市の関連規定も同旨の内容を定めている²⁶。筆者が過去の申請案件で知りえた情報による限り、実際に、商務部や、北京・上海両市の商務部門の担当者も、国外親会社の合併など特別な事情がなければ、原則として、1つの外国企業が中国において持つことができるのは1つの地域本部に限られるとの態度をとっているようである。

もちろん、各地方における取扱いがまったく同じとはいえないが、地域本部を申請する予定がある外国企業は、この点に注意する必要がある。

②地域本部認定の返上

筆者の日常弁護士業務において、顧客から次のような相談が寄せられたことがある。その内容は、「北京市にある外商投資性会社が北京市の地方レベル地域本部として認定されたが、経営方針の変更により、企業グループ全体の事業を上海中心に展開することとなった。そこで、北京の地域本部認定を返上（取消申請）し、その後、上海市に設立した管理性公司をもって、上海市の地方レベル地域本部又は国家レベル地域本部を新たに申請することを検討中であるが、実現可能か」というものであった。

地域本部認定の返上について、中国の現行法令は、これを明確に禁止する規定も、返上の可能性やその手続に関する規定のいずれも定めていない。単なる理論的観点からみれば、「法の明確な禁止なければ実行してよし」との原則に基づく限り、この返上は可能と考えられるが、実務的観点からすると、少なくとも次の2点が問題となりうる。

まず、現行法はその返上手続について定めていないが、これを返上すると、種々の優遇政策に基づきそれまで受けていた補助金、奨励金、減免税（費用）など（それが存する限り）を返還・追納しなければならない可能性が高いと考えられる。

²⁶ 「多国籍企業地域本部の設立奨励に関する上海市の規定」2条、「北京市における多国籍企業地域本部設立の奨励に関する若干の規定」2条。

また、一般的観点からすると、政府から一定の優遇・奨励を受けてきたにもかかわらず、「返上、取消」を申請すると、少なくとも、地域本部を認定した地方の商務部門、会社所在地の地方政府の心情を害することは想像に難しくなく、それゆえ、返上手続きが遅々として進まないおそれがある。

これらの問題に鑑みると、やはり地域本部を申請する際には、今後の経営計画も踏まえ所在地等を慎重に検討することが不可欠である。

③管理性公司による地域本部の申請

既述のように、管理性公司が地方レベル地域本部を申請する場合については、外商投資性公司の場合よりも、その要件が若干緩和されている。しかし、法的観点からすると、管理性公司を地域本部としたときは、外商投資性公司の場合と比較して、少なくとも、地域本部であるにもかかわらず中国国内における再投資の機能が制限されること、国家レベル地域本部の申請には支障がでること等のデメリットが考えられる。これらは、地域本部の申請にあたり見落としとしてはならないポイントと思われる。

IV. 結び

統括機能の多様性により、いわゆる「統括会社」の類型も多岐にわたるが、外国投資者がその企業グループの統括会社を設置するにあたっては、どのような統括会社の類型が最適であるかについて、必要とする統括機能、グループ内の実際の状況を踏まえ、総合的に検討する必要がある。このほか、急成長中の中国において、統括会社の統括機能を十分に発揮させるには、地方法令、政策も含め関連規制の動向を常に把握することも不可欠となる。例えば、近年、上海市、重慶市等の地方では「外商投資持分投資企業（QFLP）」が試験的に導入され、その実務運用が開始されたばかりであるが、今後、間接的であれ統括機能を有する会社類型として発展していくことが期待されている。また、現段階で最も充実した統括機能を発揮しうる外商投資性公司について、最近の報道によると、商務部は、関連法令をさらに改正し、多国籍企業の中国における地域本部の設立や研究開発・仕入・利益清算センター等の機関設立を奨励する方針とのことである。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心办公楼東樓20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@kingandwood.com

オフィス：北京・上海・成都・広州・西安・重慶・杭州・天津・蘇州・青島・済南・

シリコンバレー・香港・東京・ニューヨーク



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼 北京市北京経済技術開発区崇華中路10号 亦城国際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西岗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888

三菱東京UFJ銀行

瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大厦7階705号	86-24-2250-5599
香港支店	7F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6758
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

国際業務部

東京：03-5252-1646（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。